平成 20 年度第8回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成20年7月23日(水)午後2時

場 所 教育センター 3階 第3研修室

第8回定例会議事日程

1 日 時 平成20年 7月23日(水) 午後2時

2 場 所 教育センター 3階 第3研修室

3 会議に付すべき事件

第1 第12号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱について

第2 第13号議案 平成20年度9月補正予算の調製依頼について

第3 第14号議案 八王子市小中一貫教育に関する基本方針について

4 協議事項

- ・教育振興基本計画と教育に関する事務の点検・評価の策定・実施方針について
- ・平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択について

5 報告事項

・麻しん風しん集団接種の結果について (学事課)

・北京オリンピック出場本市関連選手の激励について (スポーツ振興課)

八王子市教育委員会

出席委員(4名)

(1番) 小田原 榮 委 員 長 委 員 (3 番) 川上剋 美 委 員 (4 番) 水 﨑 知 代 教 長 (5 番) 石 昭 育 Ш 和

欠席委員(1名)

委 員 (2 番) 細 野 助 博

教育委員会事務局

教育長(再掲 石 川 和 昭 学 校教育 部 長 石 垣 繁 雄 学校教育部参 井 指導室長事務取扱 由 良 昌 (教職員人事・指導担当) 育総務 野 課 天 高 延 長 学 校 教 育 部 主 (企画調整担当 敏 明 穂 坂 施 設 整 萩生田 孝 備 課 長 学 事 課 野村 みゆき 툱 学校教育部主幹 (中学校給食担当) 小 松 正 照 学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 千 野 細 海 特別支援教育・指導事務担当) 指導室統括指導主事 宇都宮 聡 指導室先任指導主事 山下久也 生涯学習スポーツ部長 谷 文 男 菊 生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長) 仁 坂 倉 生涯学習総務課長 桑 原 次 夫 スポーツ振興課長 辰 雄 遠 藤 漝 学 支 援 課 長 牧 野 晴 信 文 化 財 課 長 渡 辺 徳 康 生涯学習スポーツ部主幹 若 林 育 男 (スポーツ施設担当)

 指導室指導主事
 所夏目

 教育総務課主査
 町田和男

事務局職員出席者

教育総務課主査後藤浩之教育総務課主任佐藤秀靖教育総務課主任内田美砂

【午後2時10分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の出席は4名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

開会に先立ちまして、私の方から一言お話しさせていただきます。

昨日、八王子市において大変不幸な事故がございました。ここのところ、世の中、物騒な話が続いているわけですが、まさか本市でそういうことが起こるとは思わなかったのですけれども、やはり、いつでも、どこでも、このような事故が起こるということを、私どもも心に置かなければならないことだなと、改めて思っているところです。若い命が失われているのは大変痛ましいことですけれども、きょう御参加の皆様とともに、亡くなられた方、けがをされた犠牲者の方々に心から悼みを申し上げ、亡くなられた方には安らかな御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、これより平成20年度第8回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしくお願いいた します。

なお、議事日程中、第13号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思う のですが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第12号議案、八王子市奨学審議会委員の委嘱についてを議題に供します。 本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第12号議案、八王子市奨学審議会委員の委嘱について御 説明いたします。説明につきましては町田主査から行います。

町田教育総務課主査 それでは、第12号議案、八王子市奨学審議会委員の委嘱について 御説明いたします。

本案件に関連いたしまして、八王子市奨学審議会規則の一部を改正する規則が公布されております。改正された規則の第2条、第3条の規定に基づき、奨学審議会委員を委嘱することとなりますので、規則の改正内容について簡単に御説明させていただきます。

まず、審議会の組織につきまして、従前は市議会議員7人、市立中学校長1人、高等学校等の校長1人、学識経験者4人以内の13人以内をもって組織すると規定されておりましたが、学識経験者という基準について明確にするとともに、経済関係者を含めた構成とすることとし、市議会議員7人、市立中学校長1人、都立高等学校長1人、市立高等学校長1人、商工業関係団体を代表する者2人、市内中学校の生徒の保護者1人の13人をもって組織する規定といたしました。

また、任期中、委嘱基準に該当しなくなった場合においても、引き続き在任することができる規定も追加しております。

さて、本年8月1日から委嘱いたします委員候補者でございますが、任期は平成22年7月31日までの2年間となります。

第12号議案関連資料をごらんください。

市議会議員の7人につきましては継続となります。市立中学校長は鈴木博久第2中学校長で、継続であります。都立高等学校長につきましては、奨学生が多数在籍いたします東京都立南多摩高等学校、小林幹彦校長を候補者としております。市立高等学校長は佐藤寛文八王子高等学校長で、継続であります。商工業関係関連団体を代表する者2人につきましては、まず、八王子市で長期にわたり経済活動をしており、美術館長もされております株式会社村内ファニチャーアクセス村内道昌代表取締役会長を候補者としております。もう1人につきましては、現在、選任中でございまして、候補者が決まり次第、案件といたしたいと思っております。市内中学校の生徒の保護者につきましては、八王子市立中学校PTA連合会黒沢正明会長を候補者といたしております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、何か御質疑、御意見はございませんか。

水﨑委員 この規則改正に至った今までの経緯というのは、定例会会議録でホームページ なんかで公開されていますが、そこら辺の説明というのは、できるところまでしてもらえますか。

天野教育総務課長 選出区分につきまして、これまでも、この定例会の中でもいろいろと 御意見いただいた部分があります。そこで、今、学識経験者ということでの選出区分があ りましたけれども、なかなかここが明確ではなかったという部分がございます。そこで、 その審議会の設置目的、選考、それから奨学資金の支給事業の円滑・適正に運営する、そ

ういったものに沿った形でございますね、そういったことを踏まえて、その奨学生の選定 基準であります成績、それから経済的状況等を把握しているような委員さん、こういった ものを含めて構成するというような形で、いろいろ御意見をいただいていた中で、この規 則改正に至ったという経過でございます。

以上でございます。

小田原委員長ということでございますが、いかがですか。

水﨑委員 去年の定例会会議録を読ませてもらうと、議員さんについての今後の対応という話も出ているんですけれども、それは今後、検討になるということなのでしょうか。

天野教育総務課長 これから検討させていただきたいと思っております。

水崎委員 今、商工業関連団体を代表する方からの1人が欠員になっていますけど、見つかり次第、委嘱する、案件に出すとおっしゃいましたけれども、これは、審議会というのは、あくまでも奨学生の選考の透明性、あと見直す必要が出てきた場合の基準づくりの意見を聞くと、そのように私は聞いているんですけれども、経済関係者の方2人というのは必要なのでしょうか。規則で決まってしまったならしようがないのかもしれないんですけれども、まだ1人欠員の状況ならば、それは1人でも十分審議会の目的を果たせるのかなと思ったりもするんですけど。

天野教育総務課長 こういう基準、選定、その構成員につきましてもいろいろと御意見をいただいた部分がございますけれども、先ほど申しましたとおり、その経済状況を把握している部分、そういった中で、商工会議所の方からの代表という形の中で、その商工会議所の方から推薦をいただいた方、それから、そのほかにも青年会議所、また、それから個々の企業の中で活動されている方、こういった方も必要ではないかということで、そういった候補の方も選んでいきたいというような考え方で、今進めているところでございます。

ですから、全体的な部分、また、その個々の部分という形の中で、御意見いただいた、この定例会の中でもいただいた部分がありますけれども、そういったことを踏まえての2名というような形で考えているところでございます。

小田原委員長 ということでございますが。

水﨑委員 規則については、もう改正された、これは市の条例の規則になるんですよね。 天野教育総務課長 そうです、はい。

水﨑委員 これは、もう既に改正されて、今、委嘱の人をあと1人探しているという、そ

ういう状況なんですね。

天野教育総務課長 そうでございます。

水﨑委員 では、もう規則は変えた後だから、ここで話してもしようがないことだという ことですよね。

天野教育総務課長 御意見を踏まえた中での改正という形で考えたところでございます。 小田原委員長 そのほか、いかがですか。

特にないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま説明のありました第12号議案につきましては、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ご異議ないものと認め、第12号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第14号議案、八王子市小中一貫教育に関する基本方針 についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

宇都宮指導室統括指導主事 八王子市小中一貫教育に関する基本方針について、御説明を 申し上げたいと思います。

まず、これまでの経緯でございます。この基本方針の案につきまして、6月当初にお示しをいたしまして、6月18日から7月18日までの1カ月間、パブリック・コメントをいただいてまいりました。また、小・中学校の校長会のほうからも、別途御意見をいただいております。本日は、いただいた御意見等をもとに、修正いたしました小中一貫教育に関する基本方針を議案として提出したいと思います。

主な内容変更点につきましては、指導主事の所から説明させていただきます。

所指導室指導主事主な変更点を御説明いたします。

御意見は全部で15件、33項目ありました。基本方針に直接かかわる御意見というより、今後の具体策に関する質問や御意見が多かったため、6点の基本方針及び全体の構成は変更しておりません。ただし、文言、デザイン等は、よりわかりやすいように全体的に見直しております。

まず2ページをご覧ください。

小中一貫教育の意義は、指導の途切れの課題と、児童・生徒が抱える課題に整理し、最

後は基本方針の1につながるように記述いたしました。それと、(3)の期待される効果は、2項目目の児童・生徒理解が深まり、きめ細かな生活指導が可能となり、学校生活への適応力の向上が期待できるということを加えました。

3ページをご覧ください。

宇都宮指導室統括指導主事 申しわけございません。先生方のものと1ページずれていますので、今、4ページの説明になります。

所指導室指導主事 すみません、4ページです。

手だての(1)、学習指導の充実には、本市独自の小中一貫教育指導資料を全校で共通 して活用することがわかるように記述いたしました。

続きまして、次のページをご覧ください。

特別支援教育については(1)にございましたが、(2)に記述することにいたしました。(2)児童・生徒の交流、教員の連携、(3)指導方法と指導体制の充実については、全体的に文言を訂正いたしました。

次のページをご覧ください。

小中一貫教育モデル校が類型ごとに研究を進めてきたことを加筆いたしております。 次のページをご覧ください。

(4)学校運営への参画については、文言を見直しております。

石川教育長 これに基づいて説明がつくというのは。

所指導室指導主事 すみません、6ページになります。6ページの下のほうにございます、 保護者、地域の方々への学校運営への参画については、文言を全体的に見直しております。 今後の取り組みですが、いただいた御意見については、これから作成いたします小中一 貫教育の実施方策を作成する上での参考にさせていただきます。決定いたしました後には、 基本方針を保護者・全教職員に印刷配布する予定でございます。

以上でございます。

宇都宮指導室統括指導主事 なお、パブリック・コメントにつきましての回答等につきましては、今後、こちらのほうで作成をいたしまして、改めまして先生方のほうにお示しいたしまして、ホームページ等を通しまして市民のほうへ周知してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。御意見を含めて、ありましたらどうぞ。

水﨑委員 すみません、これ議案が出てるということは、もうここでの今の話で決まっちゃうということですよね。

宇都宮指導室統括指導主事はい、そうです。

小田原委員長 基本方針は決まる。

水﨑委員 決まっちゃうということですよね。ここで意見があれば言わないとまずいということですよね。

小田原委員長 そうですね。まずいというか、意見を言っても、修正をする必要があれば 修正案を出してそれが決まらないと、このままいっちゃうという。

水﨑委員 この場でですね。

小田原委員長 この場で。

何かございますか。

水崎委員 全体を通して、細かいところは先にちょっとお話ししておこうかなと思うんですけど、八王子市という言葉だったり、本市という言葉だったり、そこを統一する必要があるのか、ないのか、そこはちょっと後で意見をいただきたいなというのが一つあります。あと、2ページ、4ページのところで、小中一貫教育指導資料という言葉に一重の括弧がつけてあったり、二重の括弧になったり、括弧がなかったり、そういうのは、やはり統一するんだったら統一したほうがいいですし、それなりにちょっと考えていただければなと思いました。

それと、あと細かいところがもう一つあるんですけど、例えば、一番最初に大きな基本方針と書いてあるところの八王子ゆめおりプランの目指す方向、この中に書いてある言葉は、八王子ゆめおりプランの冊子と同じなんですけれども、例えば漢字と平仮名が違うとか、漢字を平仮名にしていたり、平仮名を漢字にしているというのが多いと思うんですね。そういうのは、行政はきちっと統一しないとまずいのかどうか、ちょっとそこら辺は私よくわからないんですけれども、それをひとつ後で見ていただければなと思いました。

細かいところは以上です。

あと、内容のところでちょっと御質問をさせていただきたいんですけど、基本方針のゆめおりプランの下のところですね、八王子小中一貫教育に関する基本方針、ここの 番のところなんですね。これは、地域運営学校という言葉が入っているんですけども、基本方針なので、特にそういう言葉は入れなくてもいいのかなと、後で出てきますよね、話の中

で。そして、人材バンクというのも、今、力を入れている事業がありますよね。その両方について、資料に説明が出ているというところで、ここにはそういう具体的な名称は入れないで、例えば保護者や地域の方々の積極的な学校運営への参画を推進しますと、そういうような言葉だけでも、ここの部分においてはいいのかなというのが私の個人の意見です。それと、あと、の上ののところで、2行目、「また、一部の学校では、小中一貫校としての開校を含め、市内全域で特色ある学校づくりを行います。」、ちょっと私、この文章の「一部の学校では」というのは入れなくても通るかなと思ったのが、一つありました。

- 小田原委員長 質問なのか、感想なのか、質問と言っていながら感想を述べている形になっちゃうんで、答えようがなくなっちゃっているんですよ。
- 水﨑委員 じゃあ、御意見をその都度もらったほうがいいんですか。
- 小田原委員長 いや、御意見じゃなくて、質問とか御意見があれば言っていただくという ことにして、質問であれば答えをまずいただくように。
- 水﨑委員 そうですか。じゃあ、さっきの のところについて、お考えを聞くというのでいいですか。
- 小田原委員長 そうですか。そういうことでしたら、お考えを聞きたいということで。
- 宇都宮指導室統括指導主事 委員がおっしゃるとおり、ここは「地域運営学校に向けての取り組みを」という部分をとっても意味は通じますので、ここはあえて入れている部分が逆にありましたので、そのほうがよろしければ、それでも意味は後ろでは通りますので、よろしいかというふうには思いますが、意味がわかったらそれで。
- 小田原委員長 そんな引っ込め方でいいんですか。これは基本方針として、小中一貫教育は、地域運営学校を含めて進めていこうというその姿勢があるから、基本方針に盛り込まれたと私は理解しているんですよ。だから、そこをとっちゃったら、一貫教育だけの中に、その学校運営への参画ということになっちゃうわけだから、それは違うでしょう。
- 宇都宮指導室統括指導主事 この地域運営学校に関しましては、八王子市教育委員会としては、ゆくゆくは全校で実施してまいりたいという方向性がありましたので、それを強く出すために、あえて基本方針の中に出しているわけですけれども。
- 小田原委員長 これは切り離せないと私なんかは思っているんですよ。だから、これはこれで終わったと、これを出さなければ意味がないと私は思いますよ。だから、地域の積極的なその連携とか参画とかっていう言い方であれば、今までのとどこが違うのかと。小中

- 一貫教育は地域運営学校と即連動する、そういう中で八王子の教育を進めていこうという わけですから、これは落としちゃまずいんじゃないですか、簡単に落としてもいいみたい なことを統括指導主事は言うけど。
- 宇都宮指導室統括指導主事 すみません。今おっしゃったとおり、あえて基本方針の中に 入れているので、できれば入れさせていただきたい。
- 小田原委員長 できればではなくて、落としたくないと。
- 宇都宮指導室統括指導主事 落としたくない。
- 小田原委員長 次のその上のところはどうですか。
- 宇都宮指導室統括指導主事 この「一部の学校では」という表現は、全校で小中一貫校を 開校していくのではないですよということを表現がしたかったがために、「一部の」とい うふうにあえて入れたところです。いわゆる全校で小中一貫教育はやっていくんだけれど も、その小中一貫校に関しては、特色ある教育活動の一部として行っていくのだというと ころの表現の一つとなっていますので、できれば入れさせていただきたいなと思っていま す。
- 小田原委員長 もうちょっと説明を上手にしてほしいんですけど。小中一貫教育と小中一貫校とは言葉が違う、物も違う、物事が違うわけですよ。それで、小中一貫教育というのは、そこらのところが説明も落としちゃったので非常にまずかったんだけれども、6ページの(3)、そこで言っている小中一貫教育の中に、全校で取り組む特色ある学校づくりがあって、類型の1、これが一部の小中一貫校ということになるということを理解させないと、今のような形になってしまうわけですよね。だから、できればではなくて、これは「一部の小中一貫校」ということで理解していただかなければ困りますということじゃありませんか。
- 宇都宮指導室統括指導主事すみません、そのとおりでございます。
- 水崎委員 今の内容というのではなく、言葉の、この文章が、何かわかりにくいかなと思って言っただけなんですけど。これで皆さんがわかるんだったら、私だけがわからないんであれば理解するようにしますので、別に結構ですけど、この文章の流れが何かしっくりこないんじゃないかなと思って、ちょっと言わせてもらったんですね。
- 宇都宮指導室統括指導主事 すみません、言葉足らずで申しわけありませんでした。今、 委員長のほうで補っていただきましたけれども、そういった趣旨で検討を重ねた結果が、 こういった流れでということで、入れさせていただければなというふうに考えています。

よろしくお願いいたします。

小田原委員長 わからなければ類型1というのを入れておくだけで済むんじゃないですか。 一部の学校であることは確かなんだから。「一部の学校」をとっちゃったら、話はまた別 のことですから。

宇都宮指導室統括指導主事 それも、その案も検討したんですけれども、ここで類型の説明が、そもそも入っていませんでした。今回、類型の1から5までをこの中に入れていますので、基本方針の中に類型というのを入れるというのは、そもそもの発想としてなかったので、「一部の」という表現を使わせていただきました。それについては、6ページの(3)の前文のゴシックで書かれている部分に、「一部の学校では、小中一貫校としての開校を含め、市内全校で特色ある学校づくりを行います。」という表現というふうに、連動をさせています。

小田原委員長だから、変えるつもりないんでしょう。

宇都宮指導室統括指導主事はい、御理解いただければと思います。

小田原委員長 御理解いただきたいということです。

川上委員 今、意味がわかったんですが。(3)のこの前文ゴシックで、「一部の学校では」じゃなくて「一部の学校が」でしょう、小中一貫校として。今、「が」という言葉は文章の中にはないんですけれど、一部の学校の小中一貫校としての開校でしょう。それが類型の1ということですよね。それで、あと、市内全校で特色ある学校づくり、それが類型2なのか4なのかということになるんですね。だから、「では」じゃないんだと思いますよ。どうしても、そこは「では」ではないと思いますよ。特にこの3番のほうでは、6ページのほうでは「では」ではない、何回も言うけど。

小田原委員長 わかりやすく言えば、「の」のほうがわかりやすいかもしれないけど、「では」でも間違いではない。間違いではないでしょうね。「おいては」かな、一部の学校においては。

川上委員 においてはね。

小田原委員長 「においては」を一文字でいうと点になってしまいますよ。だから、今の、 じゃあ、御意見を参考にして、もうちょっと部内で検討して、わかりやすく、いい表現に 変えられるところは変えていただくということで。

宇都宮指導室統括指導主事はい、わかりました。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

二重かぎのところも御指摘がありましたけれども、冊子として、物として出てくるものについては二重かぎを使っている、あるいはかぎ括弧は一つでやっているわけですが、ゆめおりプランのところが二重かぎと一重かぎがあるのはどうですかというふうな話だと思います。一貫、指導資料じゃなくて、さっき水崎さんが指導資料のことを二重かぎと一重かぎと言ったけど、二重かぎと一重かぎがあるのは八王子ゆめおりプランのところですね。これも、指導資料も5ページになると二重かぎになっているんだ。だから、そこの一重かぎと二重かぎはちょっと統一をとってもらうということですね。

宇都宮指導室統括指導主事 その辺の表記に関しましては、再度校正を重ねてまいりたいと思います。申し訳ありませんでした。

小田原委員長 そのほか、内容でいかがですか。

水崎委員 6ページなんですが、八王子市の小中一貫教育というところの(3)の の小中一貫校の開校というところなんですけれども、そこの中に、「義務教育9年間を見通した教育課程を編成し」となっていますね。そして「円滑な接続を図る」と。それとあと、「一貫校の開設に関する実施方策に基づいて学校の実施方策を作成する」とこうなっているんですけれども、これは、例えば学校選択制がありますよね。自分の学区じゃない学校を選んだ場合、そこが小中一貫校をやっていて、そしてそこに中学から入ったときに、そこら辺は問題なくスムーズに入っていけるような一貫教育を取り入れた一貫校としてなるということなんですか。そこら辺の問題というのは、多分保護者は心配かなと思うんですけど、そこら辺は問題なく、どこの学校を選んでも、スムーズに9年間うまく一貫教育として受けられるのか、学校選択制との関係なんですけど。

小田原委員長 どこの学校に行っても同じというふうには、私は全然考えられないんです けどね、当然違うわけでしょうから。

水﨑委員 特色をつくっていくわけですからね。

小田原委員長教育とかカリキュラムとかいろいろあるでしょうから。

石川教育長 指導項目については同じだよね。

小田原委員長 それを心配して、何を心配されているのか、僕はよくわからないんだけど、 それを承知で学校を選択していくわけでしょう。そうでなかったら選択する意味がないん じゃないですか。やっている事柄がどこも同じであれば、要するに何を心配しているかわ からないから何とも言えないんだけれども、心配する材料がなければ、学校選択制でどこ か、こっちへ行きたいなんていうふうな話は出てこないんじゃないですか。違いがあるか ら、行きたいという学校が出てくる。だから、それは心配にならない。

宇都宮指導室統括指導主事 恐らく、御心配いただいているのが、小・中9年間を見通したカリキュラムというか、指導教育課程ですか、それがどこの学校に行っても同じように受けられるのかというところが御心配なんでしょうか。要するに、基本的に義務教育9年間を見通してですので、6年間の小学校の学習指導要領に書かれている内容、中学校3年間に書かれている学習指導要領の内容、これは基本的にどこの学校へ行ってもきちんと指導をすべき内容であるというふうに考えています。その中で、円滑な接続を図るための特色ある指導方法や指導体制というのは、それぞれの学校で取り組む形があろうかというふうに思います。例えば、校舎一体型のものもあれば、校舎が離れているものもあれば、いるんな形があると思いますが、それぞれにメリット、デメリットというのがあろうかというふうに思っています。

それが逆に、今、委員長がおっしゃられたような特色としてあらわれてくるような、そういった小中一貫教育にしていきたい。つまり、基礎のベースの部分は小中一貫教育指導資料というものも活用しながら、八王子市内の小・中学校がどこでも共通して取り組めるスポット的な、円滑につないでいく特色的な指導資料というのは作成し、使用していくというような形をとっていく。その根底にあるのが、6年間の学習指導要領の内容、3年間の学習指導要領の内容を定着させ、向上を図っていくというところがベースにあると考えています。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 言っていることはわかるんですけど、例えば小学校に入るときに隣接する小学校を選びますよね。そして、そこの小学校でやっていて、中学校へ入るときに、自分は隣接の小学校しか入れなくてやってきたんだけども、さらにほかの学区の中学校へ行きたいといったときに、うまく溶け込めるのかということなんですけれども。

小田原委員長 溶け込めなかったらどうするかということを考えないといけないわけでしょう、何を心配しているかよくわからないんだけれども。

石川教育長 この教育課程が同じだから、溶け込めなくちゃいけないんですよ。人間関係 だから、多少は、知らない人がいるわけですから、そういう部分では、多少、何というか な、うまく入っていけない部分もあるかもしれない。それは、今のその制度と全く同じな んですよね。

水﨑委員 例えば、みなみ野君田小ですが、みなみ野中が小中一貫校になりますよね。み

なみ野君田小は、一貫校には今、入っていないですよね。そうしたら、みなみ野君田小の子がみなみ野中に行ったときに、そこは特に問題なく入っていけるように学校はきちっと体制をとっています、指導体制もとっていますと、それを具体的なことで聞きたいんですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 それにつきましては、今年度、来年度とモデル校研究ということで、みなみ野小・中、君田小、3校で研究を進めています。ですので、一貫校としての実施方策を立てながら、君田小との研究も、小中一貫についての研究も進めているところですので、その辺は手厚くしてまいりたいなというふうに思っています。

小田原委員長 そのほかはいかがですか。よろしいですか。

水崎委員 小中一貫教育推進の手だてというところで、(3)の指導方法と指導体制の充実となっていると思うんですね。「小・中学校での少人数指導・習熟度別学習、小学校からの教科担任制」と書いてあるんですけれども、小学校からの教科担任制というのは、これからの実施方策の中で具体的になってくるのかなと思うんですけれども、これはどんな感じのことなんですか。

宇都宮指導室統括指導主事 教科担任制ですので、中学校が英語科、数学科とやっているような形でのものを小学校のときから取り入れていこうと。

水﨑委員 小学校の先生がやるということで、中学校の先生がということじゃなくて、小学校の先生が教科担任になってやっていくということですね。

石川教育長 両方あり得ます。

宇都宮指導室統括指導主事 両方あり得ます。中学校の先生が入ってくる可能性もあります。だから、その辺は学校の実態に応じて、どの形で特色を出していくかというところで、 市教委がどのようにバックアップしていくかというふうに考えています。

小田原委員長 基本的には一貫だから、小学校の教員、中学校の教員というふうな言い方は、私はすべきじゃないと思っているんです。一貫校の教員、それが、その型が違ってくれば、行ったり来たりができない場合には、今の統括指導主事のお話のように、学校によって対応することになるだろうけど、基本的には小中一貫なんだから、一貫の先生ですよと。

それは、それぞれ学校でまた一貫教育指導資料、これが指導要領と同じような位置づけなのかどうなのかというところが、問題になってくるだろうというふうには思っているんですけど。つまり、文部科学省のようにぐらぐらと動くのか、そうじゃなくて、これが基

準であって、その先はどういうふうに考えても、必ずですよというふうになるのか、あるいはそれが、それを越えてはいけませんよというふうになるのか、それによってこの話も変わってくるんですよね。対応の仕方が、バリエーションが出てくると思いますけれども。私は、指導資料だから、あくまでも資料であって、各学校でいろんな工夫をして、よりよいものが、どういうのがいいのかなというのを考えていく、そこを任せるというか、期待したいなと思っているんです。

ほかにはいかがですか。

ここで大事なことは、この、今もどこかで、どっかでなんていうと無責任になりますけれども、教員採用の問題がありますけれども、その小学校の場合には全科の教員として採用されますね。教科担任じゃない。だけれども、そこで国語の授業、算数の授業というのを教えているわけですから、そこでは算数の担任なんですよ。国語の担任、教科担任であるわけですよね。その算数の苦手な先生も算数を教えなきゃならないというのが今の制度ですから。そうじゃなくて、算数の得意な人は算数だと。今、八王子のほとんどの学校では、算数は少人数の、その習熟度別の形が多い。算数は、もう教科担任制をほとんどの学校がとっています。それを各教科にとっていくというのが極めて有効な方法の一つだろうということですよね。

ただ、これは中学もそうなんですけれども、特に小学校で全科というふうにしているのはどういう意味なのか、小学校の先生は、小学校の子どもたちに対応するときには全科の教員としての意識を持っていなければ、教員は務まらないだろうということだと思うんですね。それを忘れちゃいけないと、大切なことだと思うんですが。どうもそこのところを忘れていると、忘れている嫌いがあるから、変な問題がいろいろ起こってくる。教員にあるまじきことが起こってくるだろうと思うんですね。

話が余分なところに行きましたが、ほかに何かございませんか。

では、特にないようでございますので、お諮りいたします。

第14号議案につきましては、このように決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

小田原委員長 特にないようでございますので、一部文言を精査して、賛成するという形で出していただきたいと思います。そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 それでは、続いて協議事項、教育振興基本計画と教育に関する事務の点

検・評価の策定・実施方針についてを議題に供します。

本件について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、教育振興基本計画と教育に関する事務の点検・評価の策 定・実施方針について御説明いたします。

これにつきましては、教育基本法、それから教育関連法の改正に伴いまして、策定が義務づけられたもの、また実施が、その策定が義務づけられたもの、それから実施が努力義務と指定されたもの、こういったものについてのものでございます。説明については、山本課長補佐から行います。

山本教育総務課主査
それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1、教育振興基本計画と教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 についてであります。

こちらのほうの、まず(1)の意図ですが、教育基本法等の改正を受けまして、教育委員会の施策・事業につきまして、より明確・具体的な計画と点検・評価のプロセスを導入するということで、これに伴いまして、教育改革の実効性を確保して、その結果を市民に公表し、市民の理解と協力を得るというふうなことがもともとの法の意図するところでございます。背景と経過ですけれども、こちらのほうは、御存じかと思うんですけれども、平成15年3月に中央教育審議会のほうから答申が出ております。これを踏まえまして、平成18年12月に教育基本法の全部改正法が公布になりまして、教育振興基本計画につきましては、策定するようにということで努力義務が課されております。それから、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が、こちらのほうも公布されまして、平成20年度からの点検・評価のほうが義務づけられております。

それで、それを前提としまして、2の八王子の教育推進プランということで、八王子の教育振興基本計画に相当するものということで、仮称ですけれども、こちらのほうを策定するというふうなことを進めていきます。

趣旨ですけれども、この推進プランですけれども、長期的な八王子の教育の展望を示すということと、これを達成するための3年から5年間の行動計画を策定していこうということです。

(2)の策定方針ですけれども、次のア、イのところで、10年後の教育像、それから3年から5年の行動計画、この二つをあわせまして八王子市教育推進プランということになります。

まず、アの10年後の教育像ということの策定をすることですけれども、まず、現行ゆめおりプランのところでも教育のほうの計画が語られております。それから、教育委員会のほうでも教育目標を定めておりますので、この内容の確認と、それから現状、課題を、まず今、現状どうなのかということを検討することを始めます。それから、その次に、10年後の教育像ということで、では、どういうものが望ましいのかというふうな内容を、教育に関する学識経験のある方とか、学校関係者の方、事務局職員、一般公募市民等で構成する教育推進プラン策定委員会、仮称ですけれども、こういうものを組織して策定を進めていきたいと思います。でき上がったものにつきましては、パブリック・コメントを求めまして、あるいは関係機関等の意見を聞き、教育委員会の中で10年後の教育像を決定したいと思います。

それから、イの3年から5年の行動計画、こちらのほうですけれども、先ほどの策定委員会のメンバーによって、当初、3年間のものを含む具体的な行動計画を策定して、最終的に委員会のほうで協議・決定をするという手順になろうかと思います。3年から5年というところですけれども、市の実施計画のほうが3年のスパンですので、それと同じにするのか、あるいは、それよりも長い5年にするのかというところは、今後、進めていく中で検討していければと思います。それから、その行動計画の見直しにつきましては、基本的には、事務局案をもとに委員会で決定をしていこうと思っていますけれども、大幅な見直しが必要になるときには、外部の方の意見も聞く必要があると考えております。めくっていただきまして、先ほど、ちょっと言いましたけれども、市の実施計画との関係がありますので、総合政策部、行政経営部との調整も随時行っていきます。

それから、3の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、こちらのほうですけれども、(1)の趣旨ですけれども、教育委員会がやっている主要な施策、事務事業の取り組み状況について点検・評価を行うということです。それから、その結果につきまして、報告書を作成しまして市議会に提出するとともに、公表いたします。こういうことで市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するというふうなことが趣旨になります。

それで、実施方法ですけれども、まず、この平成20年度の点検・評価につきましては、 基本計画でありまして、教育振興基本計画自体がまだ決まっておりませんので、これにつ きましては、今現行の教育委員会の基本方針に基づきまして行っております主要な施策を 対象とする施策としたいと考えております。点検・評価の方法ですが、法にも決まってい

るとおりですけれども、施策・事業の進捗状況等を取りまとめて、学識経験者の意見を聴 取した上で、教育委員会において点検・評価を行うというふうなことになります。教育に 関して学識経験を有する者の知見の活用ということで、こちらのほう、法に決まっている ところですけれども、3年程度のということで、継続してお願いをしたいというふうに考 えております。それから、市議会への提出、市民への公表ということで、先ほどお話しし たように、市議会のほうにも提出して、報告書については報告するという手順になります。 4の日程ですけれども、取りまとめて教育推進プランのほうと、それから点検・評価の ほうをまとめた表がそちらのほうです。それで、既にもう7月に入っておりまして、実は、 事務局のほうでは、一応、それなりの手順のほうを今進めているところも一部あります。 それで、そういうふうな日程に沿いまして進めていこうと思っております。ことしの7月 から10年後の教育像というところまでの議論を始めまして、具体的な3年から5年の行 動計画につきましては、年を改めまして3月・4月に、10年後の教育像のほうがまとま り次第、次の行動計画の具体的なものに検討していく。それから、点検・評価のほうにつ きましては、その教育振興基本計画のほうに反映できるように、なるべく早い時期に取り まとめて市議会のほうにも報告をする、それは12月議会というふうに今の段階では考え ております。それで、これは毎年やることですので、年度が変わりますと、4月、5月の 段階で、早目に21年度の点検・評価の準備を、そこにありますような日程で進めていこ

次のページのところは、教育振興基本計画、それから点検・評価につきまして、法律の ほうで定まっている内容を抜粋したものです。御参考にしていただければと思います。 説明は以上です。

小田原委員長教育総務課からの説明は終わりました。

うと考えております。

本件につきまして、御意見をいただきたいと思います。

- 水﨑委員 八王子市教育推進プラン10年後の教育像となっているんですけど、この10年というのは、随分長いですけど、大丈夫なんですか。10年必要な、やらなくちゃいけないことなんですか。
- 天野教育総務課長 基本的な部分、これは国のほうの振興計画もありますけれども、おおよそ今後を見通した中では10年というスパンを考えるべきだというふうな考え方で進めていこうと思っています。
- 水﨑委員 例えば、どういったものになるんですかね、ちょっとぴんと来ないんですけれ

ども。

小田原委員長 困るんですが、山本さんもちょっと気にしなきゃいけないんですけれども。教育基本法に基づく教育振興基本計画がどうなっているかというところをご覧くださいで済ませちゃったんだけれども、この教育基本法の17条では、国が教育振興基本計画をこの間つくったわけです、新聞等その他でたたかれましたけれども。それで、私のほうは、東京都はどうなんだと聞きたかったんだけど、東京都がつくって、そして、その国及び地方公共団体、東京都がつくった基本計画を参酌して、我々八王子市の振興計画をつくりなさいというのが法律で決まっているわけですよ。それで、教育振興基本計画というのは10年を見通して、本当は10年、このスパンの計画をきちんとつくれという、つくりたかったんだけれども、とてもそれはできそうもなかったので、10年を見通しながら5年の計画をつくったわけですね。だから、それを参酌しなきゃいけないからというので10年と言っているんだと思うんですけど。ところが、東京都はどうなんですか。

天野教育総務課長 5年の計画が、細かい年次の計画等を踏まえた5年の計画は出てきています。

小田原委員長 それは国だってそうだよ。だから、東京都としては、もう既に、この振興 計画ができる以前に、東京都の教育ビジョンというのがあるわけなんだよね。

天野教育総務課長 2次がここで出ました。

小田原委員長 だから、それで十分だと考えているんじゃないですか。ただ、八王子は八 王子としての計画をつくればいいんですけれども。当然、東京都は東京都で10年という 期間を考えている。これは、教育だけではなくて、東京都の都市像を10年というスパン で見ていますから、その中で教育10年ビジョンを置くわけですが、八王子としては、今 度はゆめおりプランがあるわけだから、ゆめおりプランに基づいて教育推進プランをつく ったらいいということだよね。

天野教育総務課長 そうです。

小田原委員長 そういう考え方だから、10年ということです。ただ、行動計画の絡みが 5年というのがあるわけだから、どうしようかという、そういう話だよね。

天野教育総務課長 そうですね。そこを見据えながら、そこの部分での変な修正というんですかね、ローリングと言いますけれども、そういった形で考えていければなと思っています。

小田原委員長 その考え方は、基本的には僕はいいと思いますよ。ローリングさせていく、

それで常に見直していくと。

だから、きょうは細野さんはいらっしゃらないけど、この前、細野さんが心配していたのは、ここで10年とか5年といって縛られちゃうと困るなという、そういう話があるので、これ、今のお話のようにローリングの中で新しいものも入ってくる、落とすものも落とすというふうにして、それだけの、何というのかな、ゆとり、柔軟性、軟弱性があったっていいんじゃないかと思いますけれども。

山本教育総務課主査 点検・評価をやっていきますので、実際上の行動計画で決めていて も、実際上やってみて、やっぱりこれは効果がないということであれば、それはやめる、 計画にあっても、ローリングする中で、これは別のことをやったほうがいいねということ であれば、それは変えていくということだと思います。

小田原委員長 ただ、危ないのは、ここに課長も見えますけれども、食育基本計画という のが同じようにあるわけですよ。ただ、食育基本計画というのはなかなか出てこない、だ から、放っておくと、こういうものは、名前だけで終わっちゃうというのがある。これが きちんとしたものを骨組みはしていかないと、教育はちょっと進んでいかないだろうなと いう、そういう心配がありますけど、まあ、どうなりますか。

天野教育総務課長 頑張ります。

小田原委員長 どうですか、今の方針と、それからスケジュールについて、何かございますか。

川上委員 ちょっと質問させていただきます。この日程というところで、教育に関する事務の状況の点検・評価、21年度の点検・評価が5月~6月に施策の進捗状況等の取りまとめ・報告書案の作成というふうにありますが、これは20年度の進捗状況なんですか。それとも、21年度のなんですか。

天野教育総務課長 20年度です。

川上委員 20年度ですね、わかりました。

小田原委員長 これ、こっちが大変だ。

天野教育総務課長 そうですね、できるだけこれを反映させて行動計画をつくり、また、 実施計画等にも反映させる、そんな考え方でいますので、点検・評価はできるだけ早くし ようというふうに思っています。ことしは、当初、ここで始めるので、なかなかこういっ たスケジュールにはいかないんですけれども、来年度からは早目にという計画はしていき たいと思っております。

- 小田原委員長 これまでやっていたような評価でいくわけですか。全く新しい形でやるのですか。これまでって、前に何か示されたのがありましたよね、何%というような、円グラフで示されたようなものもあったけど。
- 天野教育総務課長 満足度とかそういったものですか。それについても、ちょっと今、形としては考えていきたいと思っています。
- 小田原委員長 細かくやったほうが、やり切れないというのがありますからね。
- 天野教育総務課長 そうですね、やり方も主要な施策ということで考えていますので、その表示の仕方、評価の仕方についても、やはりわかりやすく、いいような形でしていきたいと思っています。
- 小田原委員長 財政的裏づけがないものを盛り込むと大変だというのがあるから、推進プランだからビジョンとは違うんだと。できるものをとにかく積み上げていきましょうという、その姿勢をつくってほしいというのが私の希望ですね。

天野教育総務課長 はい、そうですね。

小田原委員長 そのほかに何かありましたらどうぞ。

水崎委員 お話はよくわかりました。今の御説明のように、検証をしっかりしていくということなので、それは大事なことだと思ったんです。何となくやりっ放しというのが、やっても、そのままで丁寧に検証・考察されないというのが、ちょっとあるんじゃないかなんて思ったりもしていたので、それをしっかりやっていくということは大事なのかなというように思ったんです。

あと、この前もちょっとお話ししましたけどアクションプラン、これは相当力を入れて 当時の方はつくっていると思うんで、ぜひそこら辺も一緒に加味しながらやっていっても らえればうれしいなと思います。

天野教育総務課長 アクションプランにつきましても、ここでその状況についての把握、 当然その精査ということが必要かと思いますので、その辺についても受けて、この今の教 育基本計画等についての流れに持っていきたいというふうに思っています。

小田原委員長 そのほかはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、基本計画と教育に関する点検・評価の実施方針については、この方向で事務を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

天野教育総務課長 ありがとうございます。

小田原委員長 では、お疲れさまでした。

天野教育総務課長 ありがとうございました。

小田原委員長 では、続けて、平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択についてを議題に供します。

本件について、指導室から説明願います。

宇都宮指導室統括指導主事 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書採択について、 御協議をよろしくお願いいたします。

まず初めに、今回の採択の趣旨について御説明を申し上げます。

前回、平成16年度の小学校教科用図書採択では、17、18、19、20年度の4年間使用する教科用図書の採択を行っていただきました。今回は、現行の学習指導要領に基づき検定を受けた教科書の採択になります。新学習指導要領の実施までの間、23年4月からですけれども、平成21年、22年度の2年間使用する教科書の採択ということになります。したがいまして、平成16年度採択時と教科用図書の内容の変更がないことから、平成20年6月25日に決定していただきました平成21年度小学校使用教科用図書採択要綱によりまして、教科用図書選定検討委員会及び教科別調査部会は設置せずに、平成16年度に使用した小学校用教科用図書選定資料等に基づきまして採択を行った。

なお、70校中35校につきましては、特筆すべき点はないという回答を得ております。 これは、3年と1学期間使用した教科用図書について、多くの小学校が特に課題はないと いうことのあらわれかなというふうに考えております。

今回、採択を行います教科・種目は、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健の9教科11種類で1種目でございます。なお、選定検討委員会調査研究報告書中、今回、見本本が送付されていないのは、算数の大日本図書、生活科の大日本図書と一橋出版、保健の大日本図書です。必要に応じまして、適宜両サイドにあります見本本の方をお持ちいたしますので、御指示いただければと思います。

それでは、御協議よろしくお願いいたします。

小田原委員長 まず、この総括的な説明につきまして、何かございますか。よろしいです か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、ただいま指導室の説明がありましたけれども、事務局の提案のとお

りの進め方ということで、進めさせていただきます。

では、協議を始めます。

まず国語について、事務局から説明がございますか。

宇都宮指導室統括指導主事 国語につきましては、現在、教育出版を使用しております。 前回は教師が工夫しながら使える教科書である点、物語文において夢や生き方を育てる文 学作品が使われている点、学習のまとめや振り返り、発展的内容が充実しており、教師と 児童がともに使っていける点などから採択をいたしております。今回の使用状況調査では、それらの趣旨と異なる回答が多く挙げられておりました。また、書写での協議内容になる かと思いますけれども、国語と書写の発行社が異なり、出てくる文字の順序が異なり、指 導しにくいという点が挙げられておりました。

以上でございます。

- 小田原委員長 国語についての指導室の説明がございましたけれども、国語について何か 御質疑、御意見はございませんか。
- 水崎委員 結構、国語については御意見が出ていたのかなと思うんです。 4 年前に採択したときに、恐らく、ほかの出版会社のもいいという御意見が多かった本もあったと思うんですね。そこら辺で、御意見も多かったのかなと思ったりもしたんですけど、果たして、この本を、 2 年間のために変えるということは、学校にとって、いろんな手続というんですか、解説書が変わるだとか、いろんなことをしなくちゃいけないと思うんですね。この移行期間の 2 年間のために、そういう労力というのはどの程度のものがあるんですか。
- 宇都宮指導室統括指導主事 例えば、年間指導計画というものをつくり直したり、それから、評価計画というのがございますけれども、そういったものをつくり直す必要はあろうかと思います。また、学校によりましては、単元ごとの通知表等をつくっている学校につきましては、通知表の見直しも必要かと思います。ただ、この3点につきましては、どこの学校でも毎年見直しを図るものでございますので、作業量としてはそれほど大した作業量ではないというふうには考えています。

小田原委員長 よろしいですか。

- 川上委員 国語についての質問はいいですか。これ、今の現教科書ですね、前教科書とい うのはわかりますか、前に使っていた教科書は、どこのを使っていたのか。
 - つまり、私がこの教科書のことを見るに当たって、これだけの冊数を預かっていたわけですから、その中に、この資料としていただいている、20年度に採択のときの一覧です

ね。前のときの先生方が、選定検討委員会のときの意見を、前教科書についての御意見をここへ出していただいていましたので、それは全部読ませていただきました。そうするとほかのとの比較ができますね。それから、そこで書いてある意見というのは、そのときの方の意見でしょうけど、よい、悪いが、全部こう分けて、それを色分けしたんですが、それと教科書を見せていただいての私の実感と、それから、今回いただいた使用状況についてのこの資料ですけど、この資料、これを反対にしていただかなくちゃならない。これとそろえてもらうとよかったんですけど、反対になってね、90度違っていますので。

それと比べて教科書を、現行の教科書を読ませていただいたというところで、見てきたわけですが、国語に関しては、それぞれの意見と、それから前の検討委員会ですか、先週の選定検討委員会のときというのが、割に今、統括指導主事のおっしゃったように一致しているなというふうに思いました。また、ほかの会社の分も見せてはいただきましたが、紙質ですとか、ただ一つ、よその一つがよかったなというのは、字のレイアウトですかね、配列というところはよかった。よほど力がないと、ただし、今回の中の先生方からの使用状況について、活動例などが多いが、それは担任が考えることとしてお出しになっていらした先生はすごいと思いますね。当然、教科書というのは教科書であって、すべてではないので、ややもすると、ほかの先生、ほかから出てきた意見の中には、教科書100%みたいなところでの御意見があるので、そういうところはちょっと注意して見せていただきましたけど。

私は、今のでいいのではないかなというふうに思います。ただ、字の羅列というか、表現の表記には、ちょっと見にくいかなと。それは私の年齢のせいかしれませんけれども、やっぱり国語といって読むときには、その意味をよっていくときには、その意味、こういうふうに読んでいったときの文というのもあるかなというふうにちょっと思いました。

小田原委員長 ということですが、特にはいいですか。皆さんのおっしゃるお話からいくと、現行の教科書ということで、問題ないということですから、そのような方向で意見としてまとめていただければと思いますが。

ただ、ここで言われている先生方のコメントですね、使ってみて、今、川上先生からのお話もありましたけれども、例えば物語文が少ないと、説明的な文章も少ないというふうな話があるけれども、ほかの教科書と比べてみたときに、そんなに少ないというふうに言えるのかどうかというと、私はそうは言えないというふうに思います。これは、例えば、椋鳩十の文章が全部の教科書、ほとんどの教科書に載っているけれども、そのほかの小説、

物語がいろいろある中で、これはもう好みの問題、好みと言ってはいけないのかな、感動の、感性の違いで、物語文として、この自分に合ったものがなければ少ないという、そういう言い方になっちゃっているのかなというのもあるので、これがそのまま直に我々の目に触れる形になっていますけれども、これが総体的なとらえ方かというと、必ずしもそうじゃないだろうというふうに思いますね。

それで、もし少なければどうするかといったら、先ほど川上先生のお話があったように、 教科書で教えるわけだから、ここになかったらほかの文章まで自分で持ってきて、こうい うのをやりましょうよというふうにして、1時間、2時間使うことだってできるわけだか ら、そういう工夫を教員はしてほしいなというふうに思いますね。

川上委員 もう一つ、読み深める教科書が少ないという言葉で、やはりちょっと不安です ね、こういう表現をなさると。それから、同じ中に入れなきゃいけないという、同じ物語 を、教科書というのは。

小田原委員長 いや、これは、例えば椋鳩十の「大造じいさんとガン」みたいな話は、例 として挙げられることがあるんですよ。そうすると、教科書でそれを使えば無難だという ふうにして入れちゃうという傾向はあるかもしれない。

川上委員 どこの教科書も同じ物語が入っているということですね。

小田原委員長 入っていますね。

水崎委員 確かに1年生の「大きなかぶ」、あれを比べると、この改行の仕方なんかは出版会社によって違ったりするんですよね。あと、私は一つ、これは自分だったらいいなというのが1社あったんですけど、読んだときに振り仮名が振ってある本、振っていない本、そういうのもあったんですね。だから、それは個人の好みの問題かなと思ったりもしたんですけど。

小田原委員長いや、そうじゃないんですよ。これは考え方です、編集者の。

水﨑委員 私がそれをいいなと思うのは私の好みだと。

小田原委員長 好みで言ってはまずいんであって、その教える。

水﨑委員 いや、教えるときに、果たして、それがどうなのかというのは、ちょっと教師 じゃないんでわからないんですけど。

小田原委員長 いや、そうじゃないんですよ、自分が見てどうですか。平仮名で、こう平 仮名と漢字まじりで書かれる場合と、その学年配当でない漢字でも、その漢字にして振り 仮名をつけるのとどっちがいいか、これはどっちがいいかという考え方に立つべきなんで

すね。僕は振り仮名をつけてある教科書会社は見識があるという見方をしていますね。 水﨑委員 振り仮名がつけてある。

小田原委員長 つけたほうが。つまり、振り仮名をつけないといけないというふうにはなるんですね。その学年配当以外の、上級学年で出てくる漢字を下級学年で使っちゃいけないんですよ。何だか変な決まりがあるんですよ。だから、そのときには、漢字でも、どうしても示したいという編集者の場合には、あるいは著者が、その自分の漢字を平仮名に直しては困るというふうなことで言われた場合には、今度は振り仮名をつけるというわけです。私は振り仮名なんかをつけなくてもいいぐらいに思っているんですけれどもね。

水﨑委員 例えば新出漢字ありますよね、その学年で出てくる新出漢字。それに振り仮名 が振ってある会社と振っていない会社とありますよね。

小田原委員長 それも見識の違いでしょうね。

川上委員 振り仮名に関しては、ちょっと私も疑問があって、最初よくわからなかったんですけど、読み方と漢字が書いてあって、振り仮名も書いてあるんですけど、読み方のところには、それの振り仮名と違うものが書いてあるんですよね。だから、初めて出てくる言葉として出てくるのか、動詞で書いてあるのか何とかって、そういうところはやはり、よほどその担当の先生方がどういうふうな教え方をするかということを、逆に教科書出版会社は何を意図してそれを書いているのかというところがよくわからない。黒丸で書いていたり、白丸がついていたりとかというところの指示ですよね、そういうものというのは現行の教科書にかなりあったように思います。

ですから、そこは使っているところの現教科書ですから、国語の当然研究会ってあると 思うんですね、先生方の。そういうところで共通認識でそれを全部伝えていないと、ちょっと、ときどき、その送り仮名というんですか、それの違いが、あれというのを思って、 私たち大人が見ると、あれと思うようなところが何カ所かあったように。

小田原委員長 送り仮名でそういう違っているというのはないはずですよ、送り仮名は。

石川教育長 今はないはずですよ、昔はありましたけど。

川上委員 送り仮名じゃなくて、そこに書いてある漢字、送り仮名、それに振り仮名の読 み方を書いたときに、そこの送り仮名が違ってくる。それは幾つかありましたよ。

小田原委員長 そんなのがありましたか。

石川教育長 要するに、漢字の横がずれるということですか、漢字の横の振り仮名がずれ ていると。 川上委員 それは違う。

小田原委員長 送り仮名、例えば、具体的な例で示したほうがいいけれども。その付箋が ついている。

川上委員 そんなの付箋なんかつけません、記憶に入っていますから。今使っている、教 育出版。

小田原委員長 例えば、「落とす」といったときに、「と」は入れるのか、入れないのか。 川上委員 そういう意味ではないです。

小田原委員長 そういう意味じゃなくて。

川上委員 「引き伸ばす」という言葉を書いて、「引く」という漢字に丸がついているんですが、読み仮名は「ひく」なんですね。それで、その右のところにある「当たる」、当選の「当」、当たるは。

水﨑委員 川上先生、何ページですか。

川上委員 44ページ、「当たる」と書いて、それは「あ、たる」と書いてある。

小田原委員長 それはいいんじゃないの。

川上委員 いいですか。

小田原委員長 それでいい。

川上委員 ちょっと私はわかりません。「あ、たる」ならわかりますけど、下の左がわかりません。

小田原委員長 何で。当たる、当たらない。

川上委員 そこの引き伸ばす、引く。

小田原委員長これは、その動詞の終止形でやったから。

川上委員ですから、それで書いているんですねということを確認をしたい。

それから、あと、黒丸がついている、それぞれ細かくしていくと、すごく大変になってしまうでしょう。ですから、そういうことをみんながわかっていらっしゃるんですよね、国語の先生はねというふうに、私たちは、ざっと見た場合には、あれというふうに思うところがあって。

小田原委員長 これは、ここで説明しているんじゃないかな。

水﨑委員 一番最初の。

川上委員 そのところで説明しているんですか。それが、当然それもあると思いますが、 それが何回か出てきて、何回かそういうふうに説明をしてということになりますよね。 それから、同じことを、また何回も出てきたりというのがあって、それが、今回これが 不適当というわけじゃないですよ。ですから、そういうふうなことになっているんですね というふうなことですかね。

小田原委員長 親切過ぎるんですよ。

川上委員 そうだと思いますね。

小田原委員長 だから、僕が教科書をつくるんだったら、できるだけ不親切につくるんだけど、不親切につくると教科書が売れないという、そういう結果がありまして、それで親切に、親切にというふうな結果が今のこの教科書なんですよ。そうすると細野さん、きょうはいないので代弁すると、その最低の教科書になってくるということになりますね。

川上委員 そういうことでしたか、すみません。

小田原委員長 工夫しているつもりが、私たちがこうやって見ると見にくい、わかりにくいって、そういうことかもしれないですね。

川上委員 そうですね。ですから、小学生にとっては、それがいいのか。もちろん、お教室でも習うわけですけど、私は国語の免許を持っていませんから、そういうことで、またどんどん新しくなった表現の仕方だなというふうには思って見ていますけど、ちょっと小学校から時間がたったものですから。

小田原委員長 じゃあ、国語のほうはそういうことで、従来のもので問題ないということ でございます。

では、続けて書写、お願いします。

宇都宮指導室統括指導主事 書写につきましては、現在、光村図書を使用しております。 前回は国語の整合性に課題を残しながらも、内容面の充実ということで、光村図書のほう を採択しております。今回の使用状況調査では、国語と書写の発行社が異なり、出てくる 文字の順序が異なり、指導しにくいという点は挙げられておりました。

以上です。

小田原委員長ということでございますが、書写についてはいかがですか。

水崎委員 このとおりの意見だったら、私は現行のままでいいのかなと思うんですけれど も、本を見せてもらったときに、毛筆の基本、「折れ」とか「角」とか「はねる」、ああ いうのをきちっと押さえているところは、私は習字をやる基礎だと思うので、そこら辺を しっかり押さえた出版会社はいいかなって個人的には思ったんですけど、ただ、そんなに 大きな先生の困っている御意見もないので、現行のままでもいいのかなと思いますけど。

小田原委員長 その、今の「とめ」とか「払い」とか「はね」で、教科書では大きな違いがないという判断があったんですよね。それで、その教科書会社は、あえて国語と書写を違えたのは、それらを承知の上で、光村が一番すぐれているという、そういう判断をここの場でやったんですね。教科書は国語と書写で違っても構わないかという点について、構わないというそういう考え方だったですね。だから、そんなの承知でやっているわけだから、違うからやりにくいというふうに言われると、ちょっと困るわけで、それは工夫して合わせなきゃいけない、順序がずれたって一向に構わない話だから。

川上委員 教科書って、順番にやっていかなきゃいけないわけではないから。

小田原委員長 そういうことはないわけですから。と思いますが、どうですか、その書写 については。このまま、じゃあ、使いにくいということはあるけれども、工夫をしてやっていただきたいということで、よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長では、社会科はいかがですか。

宇都宮指導室統括指導主事 社会科につきましては、現在、東京書籍を使用しております。 前回は、その情報量の多さを現場の教員が授業に生かしていってほしい、生かしていくと いう点、それから地域学習については副読本を活用するという点などから採択をしており ます。今回の使用状況調査では、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるという基 本的な指導方法に関して課題があると思われる点が挙げられておりました。

以上です。

小田原委員長 社会科についての説明は以上ですが、何かございますか。

水崎委員 ほかの本を読ませてもらったときに、そんなに変えなくちゃ教えにくいだろう なというほどの内容の違いはなかったように感じたので、現行のままでも大丈夫かなと思 いますけど。使いやすいとか、見やすいとか、そういう前向きな御意見も来ているので、 決してすべてこの本は使いにくいということではなさそうなので、よろしいのかなとは思ったんですけれども。

小田原委員長 そのほかにはいかがですか。数字の間違いがあるというのは僕はよくわからなかったところなんだけれども。

川上委員 そうですね、それは私も見つけきれなかったんですけれど、データの数字が異なるところがあるというところですね、5年生のところで。私は、どこのところか、ちょっと見つからなかった。

小田原委員長 これは何か問題あるの。

宇都宮指導室統括指導主事ありました。

川上委員 それから何でしたっけ、これはやっぱり教員の中での意識の違いが、ここに出てきているようにありますね。教科書は、教科書を使って教えることになるんでしょうけど、副読本を中心に使用しているので、教科書について、よくわからないという意見を出してくるというのはおかしなものだと私は思います。

小田原委員長 これは、何か、そのコメントに書いてもらうところの項目には、地域性に ついてじゃないかな。

川上委員 いやいや、全体構成ですよ。使用上の便宜についてです。

小田原委員長 この(4)のところの地域性についてはどうだと言われて。

川上委員 そうですかね。まあ地域性は、どうしても全国をカバーしている教科書でしょ うから、なかなか難しいというふうに思いますが、その地域性、もしあれでしたら。

小田原委員長 八王子なら八王子の副読本を使っているから、だから神戸の話だとか枕崎 の話がいっぱい出てくるけれども、八王子については副読本で大丈夫ですよという意味。

川上委員 そういう意味ですかね、よくわからないというのはちょっと。

小田原委員長 コメントをつけている人は、この副読本だけで十分だと、教科書は参考にならないとか、わからないから使っていないというそういう言い方になっているのが、一つでもあるんじゃないかな。調べ方、それから、地域性の視点、そこが教科書では示しているわけですね。だから、わからないなんて言われると困りますよね。

川上委員 でも正直に、私たちにわかっていいかもしれませんね。だから、ちょっと気を つけなければならないことというのが、教科書を読ませていただいて、いろいろ勉強させ てもらいました。

小田原委員長 それは確かにそうですね。

川上委員 ほかと比べては、別にあれはないと。ただ、前回の報告書の中で、教育出版のところが、私は、この報告書の中では、余りこう懸念されるところが少なくてよいというふうに言われるところが非常に多かったんですね、教育出版の。それが東京書籍に選ばれたということは、多分何かあったのではないかというふうに思います。

小田原委員長 これは、さっき統括指導主事のお話であった、この教育出版がいいという ふうに言われたのは、歴史単元で鎌倉街道とか全然出ていないんですよ。その話題が、神 奈川が近いとかいっているというんで、この教育出版がいいというふうに押されていった ような。それで、それだと社会科にとって、むしろマイナスであろうというような話だったんです。だから教育出版より東京書籍の教科書のほうがいいだろうと。

川上委員 余りにもあれしてしまうということですね。

石川教育長 そこは考えさせるところなんですね。よそでこうやってるけど、じゃあ、八 王子に当てはめてみたらどうだろうと、考えさせることのほうが児童としては大事なんで す。

川上委員 余り現実的にそこのことばかりが書いてあっても、だから、この、それが地域性に対し配慮しているというものの、意味の取り違えかなというふうに思いました。やっぱりいろんなところを見て地域というものがわかるんだということで、八王子に地域なんじゃないんだって、ここはやっぱり書き出しもちょっとあれしたほうがいいかもしれませんね、問うときには。

石川教育長中学校の採択のときにはそれで問題がありましたよね。

小田原委員長中学はもろに八王子そのものがあって。

もう一つ、社会科のコメントのところで、指導するということと考えさせることがまざっていて指導しにくいと、これなんですよ。

川上委員 それは教師の問題でしょう。

宇都宮指導室統括指導主事 これが、指導者のほうで、それをどう使っていくかというと ころがはっきりとわかっていない。ここは基本を教えて、ここは考えさせるところなのに、 まざっているという解釈をしていること自体が課題があるのかなというふうに。

石川教育長 まさに教科書を教えると。

宇都宮指導室統括指導主事 教科書を教えているという話になってくるのかなと思います。 小田原委員長 やっぱり教員の問題だね。

川上委員 そうですね。

小田原委員長 その上のコメントは、またそういうふうなことになって。

そのわかりやすくしてほしいというわけじゃないんだろうけど、キーワード的な大事な言葉ははっきりとわかりやすくしてほしいなんていう、ゴシックにするならゴシックにするとか、大きい字にしろとか、そういうことなのかな。もしそうだとすると、やっぱりその教育指導力、このところをマークしなさいとかというふうな話になって。例えば、算数の指導で、後の資料で文章問題にいったときに、そのところを枠で囲みなさいとかというふうな、それを教科書の中で示してくださいよ、やっておいてくださいよというようなこ

とにするようなものですよ。

川上委員だから、参考書で育ってきたかもしれませんね。

小田原委員長 そういう現場だと、ちょっと困りますという話が出てきそうなので、お互 いの判定材料として、こういうふうなやる意味があるのかなという。

そういうことで、社会科はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、社会科は、そういうことで、その方向でよろしくお願いします。 では、社会科に関連して、地図を説明してください。

宇都宮指導室統括指導主事 地図につきましては、現在、帝国書院を使用しております。 前回は、各観点から、総合的に検討していただきまして、全員一致で採択をしております。 今回の使用状況調査でも、特に課題点は挙げられておりません。

以上です。

小田原委員長 社会科は、地図は多くなることはないですから、どっちかという感じになります。特にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、地図はそういうことで。

では、続けて算数についてお願いいたします。

宇都宮指導室統括指導主事 算数につきましては、現在、学校図書を使用しております。前回は、問題量が多いという点、チャレンジという単元、コーナーがありまして、ゲーム性もあって、興味深く学習に取り組める点などから採択をいたしております。今回の使用状況調査では、部分的な内容の指摘はありましたが、全体的に肯定的な意見が多く、活用が図られている様子が挙げられておりました。

以上です。

小田原委員長というところですが、算数についてはいかがですか。

川上委員 これ、ちょっと一番気になったのは、算数の二けたの分数、分解の仕方が、 10と2が2と10と書いてあるというところが、何ページか見つけきらなかったんです けれども。

水﨑委員 13のところだと思います。

川上委員 13ですか、そうですね。3と10と書いてありますね。

水﨑委員 3と10に分けて。

川上委員 位どりとの関係で、これはちょっと教科書会社にお伝えしてもいいのではない かなというふうに思うんですけれども。

小田原委員長 やっぱり10と3ですか、3と10じゃまずいと。

川上委員 13と言ったときは、次に筆算にそれを持っていくので、3と10でも構わないんですけれども、そこは、出てきているものをどう児童に説明するかということだと思いますが、その後、すぐ筆算が出てきますので。そういうところですね、そのくらいかな。

小田原委員長 これは教え方じゃないかな。その3と10というふうにしても一向に構わ ないと思うんですよ、10と3か3と10。

川上委員 もちろんそうですけれども。

小田原委員長 これ、どっちかでなきゃいけないというふうに決めるのがまずいんですから。

川上委員 でも、すんなりとは、やっぱり10を先に位があって、それと三つという端数というか、それをつけると、次の筆算にすっと入っていきやすいことはいきやすいかもしれません。

小田原委員長 逆だっていう人もいる。3と10とに分けて。

川上委員 ちょっと、算数の専門じゃないものですから。

小田原委員長 それはまた別の話をすると、ただ、川上さんは、13に7というのをどう いうふうに。

川上委員 今、そのまま。

小田原委員長 そのままですか。それが、いつから13になったのか。

川上委員 最初からですね。

小田原委員長 最初からですか。10と3なんて分けないですよ。

川上委員 いや、多分10と3というのは。

小田原委員長 10引く7。

川上委員 10引く7か。

小田原委員長 13引く7は、3から7引く。

川上委員 7から3引く。

小田原委員長 7から3引く。

川上委員 それで、あと4をもう一回引く。

小田原委員長 だから、そういうふうに違うんですね。

川上委員だったと思います、小学校のころはね。

小田原委員長 それはだから3から、今の話を聞くと3と10に分けている。

川上委員 そうですね、そういう意味ではね。だから、でも位としてこっちにあるという ことなのか。だから、多分筆算との書き出しとの関係だと思いますよ、ここで言っている のは。

小田原委員長 だから、例えば日本では、10を借りてきて、それで、10から7を引いて、後から3を足すという考え方でやるけれども、外国のある国では、もうそういうふうにしないで、その13から7、そのものを引いちゃうという、これは、日本は十進法だからということでしょうね。だから、この10の位というのを考えるけれども、その十進法じゃない国はね。

川上委員 それは、その場での先生の感じ方でしょうから、それは、そこがいいとか悪い とかではないというふうに思うんですが。ちょっとそこの場所が見つからなかったので。

小田原委員長じゃあ、算数というのはどうですか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長では、算数についてもそのような方向でお願いいたします。

では、理科について。

宇都宮指導室統括指導主事 理科につきましては、現在、大日本図書を使用しております。 前回は、指導内容に関する詳細な記述がされているという点、それから基礎基本を徹底し ながら、さらにいろいろなコーナーに分かれていて、児童に興味関心を引き出す発展的な 教材がある点などから採択をいたしております。今回の使用状況調査では、部分的な内容 の指摘はありましたが、全体的に肯定的な意見が多く、活用が図られている様子が挙げら れておりました。

以上です。

小田原委員長ということですが、理科についてはいかがでしょうか。

川上委員 問題がなかったということですか。

小田原委員長 問題ないです。

川上委員 ほかのを見ると、余りよくないことが、前の報告書をちょっと見ていたら。一番いいんじゃないですか。

水崎委員 使いやすいという肯定的な意見もあるので、あえて変えないと指導しにくいと いう状況はないのかなと思うので、このままでもよろしいかと思います。 小田原委員長 4年の夏の大三角形が資料の中に、これ、だけど下のほうじゃなかった。 水﨑委員 上ですね。

小田原委員長 上ですかね。

宇都宮指導室統括指導主事 大日本、理科。

川上委員 あと、ちょっとそれから、全然違う質問でよろしいですか。3・4年生の上と 3・4年生の下というのは、どうやって使うんですか。

小田原委員長 それは教科書が厚いというその意見、私のかばんはなぜ重たいのというの があるんですよ。それで、教科書を二分すると軽くなるから。

川上委員 3年生が上下に分かれるけど、3・4年生の上、3・4年生の下というのがありませんでしたか、どこかに。

水﨑委員 ありましたね。

川上委員 そうしたら、3年生はどっちを持っていくのがいいというのがわからないんですよね。3年生のいつ上を持っていって、3年生のいつ下を持っていくのか。4年生のいつ上を持っていっているのか。それ理科でしょう。今、理科の話じゃないよね。社会でしたかね。

水﨑委員 社会だったですかね。

川上委員 じゃあ、分野別になるんですかね。現場の先生がいらっしゃると、こういう場面は。

宇都宮指導室統括指導主事 梅雨の時期ですね。

石川教育長 梅雨のとき、授業をやっているときに空なんか見えないんだから。

水﨑委員 あれは夏の星座の中での話ですよね。だから、どうしても夏休み前にやらなく ちゃいけないことだから、やむを得ないですよね。

川上委員解釈ですよね、つまりは教科書の。

小田原委員長 それでは、理科はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、1・2年生の生活。

宇都宮指導室統括指導主事 生活につきましては、現在、日本文教出版を使用しております。前回は、道具の使い方についての丁寧な記述がされている点、理科的、社会科的な部分がバランスよく構成されている点などから採択されております。今回の使用状況調査では、先ほどと同じ部分的な内容の指摘はございましたが、全体的に肯定的な意見が多く、

活用が図られている様子が挙げられておりました。

以上です。

小田原委員長という生活の説明なんですが、いかがですか。

水﨑委員 生活についても、内容を見ても実生活に即していて使いやすいかなと思いました。あと、意見の中でも、そんなに困った意見も多くないし、前向きな意見も多かったので、このままでもよろしいかと思います。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

川上委員 いいと思いました。

小田原委員長では、生活も今のを続けると。

次に音楽に移ります。

宇都宮指導室統括指導主事 音楽につきましては、現在、教育芸術社を使用しております。 前回は、各観点から総合的に検討していただきまして、米野委員の推薦で採択をしており ます。今回の使用状況調査では、やはり部分的な内容の指摘はございましたけれども、全 体的に肯定的な意見が多く、活用が図られている様子が挙げられておりました。 以上です。

小田原委員長 音楽はそういうことですが、いかがですか。

川上委員 多分、ここのだけがオペラが入っていなかったかな。教育芸術社だけオペラが入っていなかったかな。ちょっと、ほかはオペラが入っていたというふうに思うんです。 それは、だから総合芸術としてオペラというふうに考えているから、音楽のところでそれを使わない場面も出てくるかもしれませんけど、ちょっとそこが気になったかな。

それから、この最後のここの意見のところにありますね、6年生の表紙裏の写真がふさわしくないというところがございました。これはサッカーのところなんですよね、「凱旋行進曲」というのがあるので、多分それを入れたのかと、これはふさわしくありません。行進曲というところで出すようにしたらいいのに、いろんな、ほかの「トルコ行進曲」ですとか、何とか行進曲、「結婚行進曲」ですとかっていうところが、多分出したかったんです。「凱旋行進曲」というのがありますので、多分その凱旋と、そのサッカーの場面が全部出ている、これはやっぱり音楽の教科書としてもおかしいなというふうに思うのは、ここの先生がお出しになった意見はもっともだというふうに思います。

水崎委員 今の川上先生のお話にあったと思うんですけど、これは、文部科学省の検定に は通っているんですよね。そのときは、そういうのは。 川上委員 ですから、私が思うのは、「見よ、勇者は帰る」というヘンデルの作曲で、この文章で、多分それを見たと思うんですね。これに当てはまっているというふうに、それは思いますが。ただ、ほかに、例えば「凱旋行進曲」、「勇者は帰る」、あと「結婚行進曲」というふうになった場合に、あと出てくるのはやっぱり「トルコ行進曲」ですとか、ベートーベンの何とかというふうに出てきたときに、これはちょっとあれかなと。

ほかは、もう全部音楽にふさわしい裏表紙なんですよ。本の表紙、裏、こういうふうな、 そういうふうにちょっと感じますね。

- 小田原委員長 この絵を「凱旋行進曲」というのは、これに挙げたのがいいか悪いかという話なんですか、そういうことなんですか。
- 川上委員 「凱旋行進曲」と、行進曲とすればいいわけですね。凱旋のほうをとるかどうかということですよ。音楽の一つの形式ですから、行進曲というのは。絶対に小学校でも中学校でも、学校の運動会で行進曲というのがありますよね、マーチですよね。それはいいんですが、この「凱旋行進曲」をそのうちの行進曲としていいというふうに思うんですが、それは、ちょっとここを見て、これを見たときには、なるほどというふうに思いました。
- 小田原委員長 「アイーダ」とは全然合わないですよね。僕だったら「凱旋行進曲」とい うのは、写真を載せることを考えたら、「凱旋行進曲」そのものが、ここに出すことがよ くないと考えますが。
- 川上委員 それは、ですから、ただ、「心の歌」ですとか何とかという中身を見ると、よいように思いました。楽譜の書き出しとか、色使いですとかということに関しては、音楽の中身ですから、先ほど言ったオペラがないというのとこのことだけ除けばというふうに思います。
- 小田原委員長 例えば、この「凱旋行進曲」を入れるとすれば、写真は何がいい。
- 川上委員 だから、「凱旋行進曲」そのものが、要するに昔のあれですから、戦争から帰ってきたことも凱旋でしょうから、それが今の時代にふさわしくないというふうに考える、そっちの方向に行くかもしれませんね。ただ、「結婚行進曲」ですとか、マーチはやっぱり、それもありますね。それは意味があるものですよね。「結婚行進曲」も「葬送行進曲」も、それぞれにみんな音楽って意味があるので、そのときに、ですから、ちょっとそこのところだけは気になりますが、ほかの選曲ですとか何かを考えると、これが一番よいように思いました。

小田原委員長 これは、もう行進曲ですね。変えるとすると、この写真を入れたほうがいいよとか、この写真を使うならば、こういう行進曲があるよという、そういうことですね。 川上委員 そうですね、それは出版社に言うんですか、それともどこに言うんですか。 小田原委員長 もちろん出版社の責任編集者でしょう。だれだっけ、これは畑中さんですよ。

川上委員 畑中さんですよね。

小田原委員長 畑中さんだったらいろいろ言えるでしょう。

川上委員 いえいえ、もう。

小田原委員長 何だ、こんなことをやっているんですかと言ってやればいいんじゃないですか。

では、それがあるとしても、この教科書が最適だというふうに思いますので、そのよう にお願いいたします。

では、続けて図画工作。

宇都宮指導室統括指導主事 図画工作につきましては、現在、日本文教出版を使用しております。前回は、各観点から総合的に検討いたしまして、米野委員の推薦で採択をいたしております。今回の使用状況調査では、やはり部分的な内容の指摘がございましたけれども、全体的には肯定的な意見が多く、活用が図られている様子が挙げられておりました。以上です。

小田原委員長 図画工作については以上のとおりですが、何かございますか。

川上委員 これだけはちょっと申し上げたい。少し色がきついように思いました。

小田原委員長 そうですね。では、特に何かありませんですね。では、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようですので、図画工作についても、現行のものということでお 願いします。

水崎委員 一つ、ちょっと教えてほしいんですけど、図画工作の1・2年と3・4年、5・6年とこう分かれていますよね。これは1・2年のときに、2年間かけてこれをやればいいんですよとそういうような感覚なんですか。これもそうですかね。児童全学年。

小田原委員長 1 学年にしたら、こんな教科書になっちゃうから。

水﨑委員 例えば5・6上、5・6下にしないでも、5年上・下で一冊って。

宇都宮指導室統括指導主事 学習指導要領の目標が2学年で一つなんです。なものですか

ら、内容的には、本当は5年で発達段階的に指導したほうがよいものと、6年で指導したほうがよいものになるんですけれども、5・6年で目標が一つなので、まとまっているという、そういう意味でございます。

水崎委員 そうしましたら、家庭科とか保健体育、これもそういうことなんですね。 宇都宮指導室統括指導主事 そうです。

水﨑委員 わかりました。

川上委員 もう一ついいですか。図画工作で、工作のほうが多いように思って、図画の絵ね、どこかの会社でゴッホが1枚、どこかの会社でシャガールが1枚しか出ていないんですが、本物の図画工作というのが、その先の絵画というか、芸術・美術というところに、美術はもちろんいろいろ造形も含みますけど、そういうところへどのように進めていくんだろうかというのが、ちょっと心配になるくらいでしたんですけれど。要するに、本物の絵を、写真でもいいのでというふうに、でも、どこの会社も同じですから、ここがということではないんですが、これはもう教育基本何とかっていうのが決まっていて、学習指導要領があって、そういうふうになっているんでしょうけれど。

先ほどの問題に、10年後の教育像じゃなくて、本当のことを言うと、教育っていうものは、もっともっと長いものだと思うんですね。それで、やっぱりこういうところでカットされてきてしまったものというものの影響は大きいというふうに私は思います。今回、まじまじと全部、さらっと見たものもありますし、じっくり読ませてもらったものもあるんですけれど、ちょっとそのように思いましたね。

やはりどこかこう、何かがちょっと違うんじゃないかなというふうな気がいたしました。 これは私の感想かもしれません。

小田原委員長 足りない部分が、図画工作というのは図画のほう絵が縮小されてきたのかというと、これは世の中の広く意見を聞いたという、その前提のもとでこうゆうものの流れがきてというか、それまでは図画工作というと、図画が主流でやってきたので、それに対するその批判が大きくてこういう結果になっている。

川上委員でも、余り振り子が振れ過ぎちゃったような気が、ちょっとします。

小田原委員長 それと、もう一つは、子どもたちに合わせていったときに、子ども側にも、 芥川龍之介とか漱石がだんだんと教科書から消えていく、そういうつながりと同じように。 川上委員 宮沢賢治がやっと出ているというところですものね。

小田原委員長 これは、これで教えようとすると、これを教えようとするとそういう話に

戻ってくるから。

川上委員 現場の先生方の力というものの。

小田原委員長 力量と見識ですね。

川上委員 そうですね。

小田原委員長 かなりこういうふうに、いろいろなことが特に、その図画工作とか音楽の場合には、家庭科なんかと違って、家庭科もだんだん、その家庭でやる、学ぶということがなかなかなくて、専門家に聞くんなら、ということですよね。そういう教科の場合には、学校しかないわけだから、その風潮というか、中身というか、大きいんじゃないでしょうかね。

まあ、そういうことも含めて、現行のもので結構ですということで。 ではもう一つ、家庭科。

宇都宮指導室統括指導主事 家庭につきましては、現在、東京書籍を使用しております。 前回は、各観点から総合的に検討していただきまして、特に環境面にウエートを置いてい るという点を加味いたしまして、全員一致で採択をしております。今回の使用状況調査で は、部分的な内容に指摘はございましたけれども、全体的に肯定的な意見が多く、活用が 図られている様子が挙げられておりました。

以上です。

小田原委員長 ということですが、家庭はいかがでしょうか。このあれか、これかという 選択の中でしたから、はっきりとしちゃった。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、家庭科も現行のものということで。

では体育。

宇都宮指導室統括指導主事 保健につきましてでございます。保健につきましては、現在、学習研究社を使用しております。前回は、各観点から総合的に検討をいたしまして、全員 一致で採択をいたしております。今回の使用状況調査でも、特に課題点は見られておりません。

以上です。

小田原委員長 保健体育の保健は以上ですが、何かございますか。

水﨑委員 現行のままでよろしいと思います。

川上委員 いいと思います。

小田原委員長では、この保健も現行のままで。

教科書採択については以上ですが、まとめて何かございますか。

水崎委員 結果的には4年間使った教科書を、また2年間使っていただくということになると思うんですね。こういう御意見が出ているということは、やはり使いにくいと思っている先生もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、4年前、教育委員の皆さんで真剣に選んでいただいた本なので、私は、使いにくいところは各先生、学校で工夫していただいて、2年間、いい教育指導をしていただければありがたいなと思いました。

よろしくお願いします。

小田原委員長 ほかに。

- 川上委員 教科書を見せていただいた、そのつくっている人たちが、教育のその何とか教授ですとか何とかで、現場の教諭という方たちが数名なんですよね、何十人いたとしても。もう少し現場の先生方たちにお入りいただくのがいいのではないかなというふうな気がしました。先ほど私も申し上げたような感覚みたいなものが、昔の感覚で物を見たりとかというのはあってもいいとは思いますけれど、すべてなくしてはいけませんけど、やっぱり直接に指導にかかわる先生たちにも、もう少しお入りいただく、当然御意見も聞いていらっしゃると思いますけれども、何かそのような気がしました。一応全部、お名前見せていただいた、そうですよね、さっきの。
- 小田原委員長 教科書会社によって、その方針が随分違って、現場の先生を重視するとこ ると、現場の先生を重視しないところというのと。実際に今、どこの教科書会社も現場の 先生を入れているはずなんです。
- 川上委員 入っています。ただ、数が少ないように思ったので、ちょっと私が見たところは、20人もいるのに、30人もいるのに、2人とか3人とか。
- 水崎委員 確かに、川上先生がおっしゃるように、教科書会社によって小学校の先生が少ないところと多いところと、違いは私も見て感じました。
- 川上委員 それが結果になって出ているんですよね、このでき上がりに。というふうに思ったりもしますけれども。でも、どちらがいいかといえば。
- 小田原委員長 それは、教科書をつくる過程というのを、このこういう資料で、こんなのを。毎週編集会議をやるところと、それから、そういう編集会議をほとんどやらないで、いわゆる編集部が、そういう希望があるんですよね。そういうところに、特にどういう差が出てくるのかというと、余り差がないんじゃないかという話もあるんですね。結局、教

科書会社は売れることを考えますから、そうすると、どういう教科書が売れるかというと、 現場の先生たちの話がそのまま教育委員会にはね返ってくるわけですから、現場の先生た ちの意見を多分モニターしていると思いますけれどもね。

それで、私が、先生の話の延長としては、教育委員会が選ぶ、そういう法律になっちゃっているけれども、教科書を選ぶ、決めるのは、だれが決めるのが一番いいかなというのは、もう一回考えるべきだと思いますが。もっと言えば検定制度そのものにいくと思いますけれども、検定制度は、一応、今は必要として、成り立ちの部分、検定教科書はある、国の教科書というところであるならば、検定するのはだれが選ぶのかなというのは、もう受けとめというふうな。私たちは、今の法律のもとでカリキュラムを持って、次回に。

水崎委員 一つ、すみません、今度は2年後ですか、新学習指導要領になったときに本も 改訂されると思うんですね。そして、4年前の定例会会議録を見せてもらうと、かなり学 校の先生たちが検討委員会とか調査会、部会ですか、つくってやるのに御苦労があったと いうことが、出ているんですね。検討をしてもらえないかという話も出ていたと思うんで すけれども、なかなかこの教科書を探す、意見を出すというんですか、それの時間が大変 だったと書いてあったんですね。そこら辺何か、もうちょっとよい方法で、何かできるも のならばと思ったんですけど。結構読むのって、私なんかでも自分は持って帰れるからい いんですけど、学校の先生たちは出向いて読むというそういう状況みたいなので、大変だ ったという感想がありました。そこら辺何か少しでも、いい方法でもとれればなという気 がしたんですけど、どうなんでしょうか。

小田原委員長 それは、例えば、僕が先ほど言った話というのは、こういう学校の先生たちが自分で選ぶべきだと思っているんですよ。だけど、自分で選ぶことに今みたいな話が出てきたら、自分で選べませんよと。それだったら私たちが選びましたとなっちゃう。何か、その話は聞いちゃいけないと僕は思う。今、自分で苦労して自分で選ぶということができなかったら、そんなことで本当に教科書を教えられるのかなと思いますよ。

水崎委員 私は4年前にいないんで、よくわからないんですけど、定例会会議録で、そう いうようなことが載っていたんですね。

小田原委員長 自分で選べないと自分で言っちゃっているんですよ。

水﨑委員でも、定例会の中で、やはりそれも出ていましたよ。

小田原委員長 その話じゃなくて、今言っているのは、教科書は自分たちで選びなさいと いうことを言いたいわけですよ。

- 水﨑委員 先生のお考えは。
- 小田原委員長 そうすると、先生方が今みたいな話になっちゃうと、自分では大変だそう だから、教科書を出向いて結局、読むことができませんということを言っているわけでしょう。 自分でなんか選べないということを言っているわけでしょう。
- 水崎委員 それは、そのときの定例会会議録を読むと、期間的なもの、一冊をみんなで読まなくちゃいけないとか、そういったものだったと思います。見られる時間が限られている。
- 小田原委員長 じゃあ、教科書会社が、先生方一人一人にこの教科書を日本全国送るんで すか。そうしなかったら、じっくり読めないという話になるんですよ。
- 水﨑委員 いや、別にいいんですけど、ただ、検討をしてほしいという意見が、この定例 会の中で出ていたと思うんですよね。
- 川上委員 それは、私が今、質問しようとしていることと同じだと思うんですが、この検 討委員会のメンバーは、教科書図書選定検討委員会という委員会のメンバーを教えていた だければ、今の話と通じるんじゃないですか。
- 宇都宮指導室統括指導主事 前回は校長を委員長にして、副校長、それから教員、その教 科をやっている教員、もしくはそうじゃない方もいらっしゃいましたけれども、で選んで 委員会を構成していました。
- 川上委員 ということは、八王子市での委員会ですから、八王子市の教員、校長先生はどなたか、それから副校長先生はどなたか、それから教員の先生はどなたかという、総勢何人だったのでしょうか。
- 宇都宮指導室統括指導主事教科ごとに。
- 川上委員 分科会。それは、もう先生方の意見がそこへ通ったということですよね。です よね、これは。ここから来たんですよね。だから、全部の先生の意見がまとまったという ことですよね、ここへ出てきている意見は。
- 小田原委員長全部というふうに言っていいかはいいと思いますよ。
- 川上委員 そうですね、代表で出ていらっしゃるわけですよね。
- 宇都宮指導室統括指導主事そうです。
- 川上委員 ですから、それが先ほど言った小学校の教科担任制とも私は絡んでくると思う んですね。全科で入っていらっしゃる先生がそれぞれの教科を選ぶわけですから、そこに また専門性というものも出てきて、そういうところにもやっぱりつながりがあるように思

えるようになりました。ちょっとそれの人数がわからないので、あれでしたけれども。

小田原委員長 では、また2年後に皆さんでやることに、私たちだって全部の教科書を読まないと決められないというなら、それが前提ですよね。全国の教育委員の皆さんが、すべての教科書に目を通して決めているはずなんですよ。

川上委員 教育委員がね。

小田原委員長 それは大変なんですが、大変なんですよ。

川上委員 教育委員はいいんです。

小田原委員長 教育委員だって大変ですよ。

水﨑委員 いや違う、私はあの場にはいないんで、人も変わるので、ぜひ定例会会議録を 見て。

小田原委員長 大変に決まっているんだから。

水﨑委員 私たちは家で見られるので、持って帰って見られるという、そこら辺はありが たいなと思うんですけど、ぜひそこら辺は4年前の定例会会議録を見ていただければと思 います。手元にないんで、はっきりどなたが何を言ったかというところまでは、ここでは お話しできませんけれども。

小田原委員長 ですから、例えば、その5人にこの教科書がいくわけだから、だったら私 たちは1組だけにして、あとの4組は、皆、教科書が読めるようにしたっていいですよと、 ここを直せばいいんだから、一度に全部読めないわけだから。私がここを読んでたって、 5年生は読めたって6年生は読めないわけだから、ほかの人に回していけばいいわけでしょう。そういうふうな、そのような中で考えて。

水﨑委員 そういうことをお願いしたい。

小田原委員長確かにさっき言ったようなことからすると、そこに行っちゃうから。

水崎委員 ちょっとよくわからない。

小田原委員長 時間を余りとらないように。

水﨑委員 だから、できるだけ、少しでも改良できるところはしたほうがいいんじゃない かっていう意味で御意見しただけなんです。

小田原委員長 さっきの考え方だね。教科書は不親切なほうがいい、先生方が苦労して教 科書を選らんだほうがいい、そうしなかったらいいものが選べない。楽をして、教科書を 選ぼうなんてだめです。自分で教科書をつくるつもりになってやってほしい。自分で教科 書をつくるって大変なことですから。それはみんなが自分でやっているんだから、毎年の こと。

川上委員 教科書は持たないですよ。

小田原委員長 持たない、大変なんですよ。

では、今までいろいろ御協議いただきましたけれども、すべての教科、科目について検 討してまいりましたものですから、次回は、教科用の図書の選択を行いますということで、 本日の協議はここまでということで、ありがとうございました。

小田原委員長では、続いて報告事項となります。

学事課から順次、報告願います。

野村学事課長 4月30日に報告した麻しんの予防接種ですけれども、本市においては、 第3期の麻しん接種について、中学校の1年生を集団接種で実施することにしました。そ の実施をした1学期分の御報告となります。

6月から実施をしてきました中学校1年生対象の麻しん風しん集団接種ですけれども、 市立の中学校の分だけですけれども、27校が実施校でした。全部で38校あるんですけれども、そのうち、1学期としているのが27校でございます。在籍というか、接種対象者は27校で3,169人、接種者数が2,595人、接種率は81.89%でございました。当日、文書を忘れたりであるとか、ぐあいが悪い方のために、9月6日に補足の接種をする予定であります。そして、残った11校については、2学期にまた日程を組んで行う予定でございます。

各学校の接種率の結果は、裏面にございます。来年度なんですけれども、全部済んだところで、学校であるとか、養護の先生から実施についての御意見を伺いまして、改善すべき点があれば改善をしながら、来年度も集団接種できるように考えて実施をしていくつもりでございます。

以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は以上ですが、何か質問、御意見はございませんか。

水﨑委員 接種者について、9月6日に再接種を行いますよね。そこで、もし接種しなかったとか、接種できなかったとか、そういう子どもさんについては、もうそれで終わりということに。

野村学事課長 もう一度10月25日に予定していますので。

水﨑委員 さらにということですね。

- 野村学事課長 あと、アレルギーを持っていて、集団接種には向かないよとおっしゃられた方については、実際、個別接種で行ってくださいということは、実際には行っているんですけど、そういうふうなことも、余りに接種率が低いようでしたら、そういうことも考えていこうかなとは思っております。それでも、80%でいけばいいのかなというふうには思っていますけれども。
- 小田原委員長 それでお聞きしたかったんだけど、81.89%。
- 野村学事課長 95%を国は目標にしているんですけれども、既に罹患をしている人だとか、それから2回接種している方の、ちょっと拾い出しができないので、81がいいとか悪いとかはなかなか言えないんですけど、かなり高い数字で受けていただいているのかなとは理解しています。新聞報道なんかによると、全国平均3割程度だというふうに言っていますので、接種率としては高くいったなというふうに思っています。中学校の御協力があったおかげだというふうには思っていますけれども。
- 水﨑委員 ちょっと私、今、聞き方を間違えちゃったのかもしれないんですけれども、1 学期に未接種だった子は9月6日が予定日ですよね。そして、さらに、2学期実施の11 校ありますよね、これは10月25日に予定していますよね。
- 野村学事課長 それは予備日ですけど、また11校については、順を追ってやりますから。 学校ごとですので。
- 水﨑委員 すみません、間違えました。ありがとうございます。
- 野村学事課長 来年度は、1学期中にも行えるように予定はしたいというふうに思っています。
- 水﨑委員 あと、もう一ついいですか。接種した後の副反応とか、そういうことで何か問 題になったとか、そういうことって聞いていますか。
- 野村学事課長 それは非常に学校のほうでは懸念をしていました。以前に集団接種で重篤な副反応が出たというふうな、全国的に言えばあったというふうに聞いていますけれども、麻しんについても、そのおそれがないことはないですけれども、幸い、八王子の中ではそういうことはなく、貧血を起こしたり、泣いてしまって受けられなかったというのはあったみたいですけれども、大きな事故はなく、貧血の方は何人かいて、あとそれが連鎖したというのは聞いていますけれども。もう余り今、集団接種になれていないですからね。注射になれていないお子さん。
- 小田原委員長 この報告資料に、こういう説明書きが入っているのを見るとね。

野村学事課長 様子を見ていただきたくて、もう1枚あったんですけど、そうすると子ど もの顔がわかっちゃうんで1枚にしたんですけど。不鮮明ですが、集団接種の様子が。

川上委員 余り鮮明でないほうがいい。

野村学事課長 そうですか。

石川教育長 学校を会場でやっているんだね。

野村学事課長 そうです、学校を会場にしていただいたので、様子を見たいなと。

川上委員 要するに、今は学校で予防接種というのをやりましたよね。

野村学事課長 今は、みんな個別接種ですね。

小田原委員長 ありがとうございました。

続けて、スポーツ振興課から。

桑原生涯学習総務課長 すみません、スポーツ振興課長がちょっと席を離れていますので、 生涯学習総務課長のほうから報告させていただきます。

北京オリンピックに出場する選手で本市に関連する選手の激励についてということで御 報告させていただきます。

対象者につきまして、まずその資料でいきますと、(1)本市の小・中学校を卒業した者、飯島選手ほか2名。それから(2)では、本市に在住・在勤している方で松宮隆行選手ほか4名。それから(3)では、本市の大学に在学している方で内田翔選手ほか5名ということで行います。

激励の考え方と周知の方法でございます。激励に関しましては、北京オリンピックに出場する選手を激励し、またこれを市民の皆様に周知することで、スポーツに関する関心を高め、普及と発展を目指すものでございます。それから、周知の方法といたしましては、横断幕を2枚作成し、市役所本庁舎とJR八王子駅北口マルベリーブリッジに掲出します。また、ポスターを市内運動施設にも掲示します。さらにホームページにおいても周知をいたします。掲出につきましては、7月のきょうから大会が終了する8月24日まで掲出するということでございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの報告は以上ですが、何かございますか。

水﨑委員 特にありません。

小田原委員長 特にない。

水﨑委員 一つだけ、4年前のアテネオリンピックは6名の選手だったんですよね。今度

は14名という、そんな感じですか。

桑原生涯学習総務課長そうですね、本市に関連する人は。

川上委員 きょうからですか。

桑原生涯学習総務課長 24日ではなくて23日、きょうから掲出しております。

小田原委員長 掲出だけなの。何か呼んで、その激励会とか、そんなことはないの。

- 桑原生涯学習総務課長 選手の御都合もありますけど、先ほど(1)でお話しした柔道の中村美里選手は市長のところに表敬訪問をして、一度激励をしております。また、その下の近藤選手も、今週お見えになって、市長のほうで激励する予定でございます。あと、スリーボンドの(2)の松永選手と上野選手もお見えになっております。
- 小田原委員長 向こうから来るんじゃなくて、こちらから呼んで激励会をするということ はしないの。
- 石川教育長 日程がもう非常に選手はタイトなんで、試合前で、精神的な負担もあるし、この日曜日も、中村美里は地元の浅川で激励会があるんですけど、本人は来られないというそういう状況ですので、向こうが日程の都合がついて、来るものについては、そこで激励しようとそういうことです。
- 桑原生涯学習総務課長 決定が早ければいいですが、なかなか土壇場まで決定しないので、 そのような事情もございます。また合宿中だとかもございますので。
- 小田原委員長 壮行会をまとめてやるとか、何かそんなふうに。

じゃあ、スポーツ振興課からの報告は以上ということで。

そのほかに何か御報告はございますか。

- 石垣学校教育部長 きのうですか、御報告申し上げましたUSBメモリーの紛失について 御報告をさせてください。
- 由井学校教育部参事 市立第6中学校におけるUSBメモリーの紛失事故について、きょう報道等ございましたが、御説明させていただきます。詳細は山下指導主事のほうから御報告します。
- 山下指導室指導主事 資料のほうは、学校教育部長名で、昨日、報道発表用に配布しました資料がございます。八王子市立第6中学校USBメモリー紛失についてということで、 事故の概要につきましては、第6中学校において個人情報等を入力したUSBメモリーを 6本、それから入力していないUSBメモリー12本、合わせて18本を紛失したという ことでございます。これは7月22日、昨日、出勤した副校長が紛失していることを発見

したということです。

発生の経緯につきましては、先週の7月19日、土曜日の午後4時の時点で、副校長が、 南校舎の改修に伴いまして、職員室が移動しました。その際にUSBメモリーの入った管理用の手提げ箱、これは印箱のようなものですけれども、これを副校長用の机のサイドテーブルの上に置いたというところまで確認をされており、その後、昨日22日、火曜日、朝、出勤をした際に中身が全部なくなっているということを発見したということです。これにつきましては指導室にも報告がございました。

内容につきましては、3番にありますような6本のUSBメモリーに、個人情報等、さまざまな情報が入っていたということでございます。これを受けまして、警察への被害届の提出ということで、昨日の22日、火曜日、午後2時の時点で八王子警察のほうに届け出をしたということでございます。これにつきまして、先ほど、本日の昼過ぎに追加の情報がありまして、校内に侵入してUSBメモリーを持ち出した人物について特定されたと。それからUSBメモリーについてはすべて回収ができたと、個人情報の漏洩はなかったというふうに報告を受けております。資料は昨日のものですので、現在のところ見つかっていないということですが、これは発見をされて回収をされたということでございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの報告は以上でございます。何かございますか。

無事に見つかったということで、大変よかったんですが、発生の経緯を見ますと、やっぱり不注意が見られますので、事情が事情、引越しの最中だったということなので、それもありますけれども、大事なものについての扱いは、これからも慎重に。

山下指導室指導主事 先ほど報告し忘れましたが、この件につきまして、市教委ですね、本日、全校に対しまして、個人情報の取り扱いについてということで通知を発送させていただきました。

以上です。

由井学校教育部参事 この本日出したのは、今まで流していたものの再周知といいましょうか、もう一度確認してくださいというものでした。ですから今後、近いうちに教育総務課と話しながら、個人情報の扱いについて、もう少し詳細なものをつくって、そして周知したいと。そして、副校長その下の主幹も含めて、きちっとできるようにしていきたいというように考えているところです。

以上でございます。

小田原委員長 情報責任者みたいなものですね。副校長とかが、これは中学校一体で大変でしょうから、その教務とかでなくて、どこか監督できるように部署を設けるとか。

由井学校教育部参事 校内であれ、一番学校の事情を考えて、一応今の規定では、校長が 指名するという形になっていますので、その辺、学校の事情の中で考えていけばいいと思 います。

小田原委員長 なくなって困るのはだれかということを考えないと、慎重にしてほしいと いうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、予定された報告は以上ですけれども、よろしゅうございますか。

水崎委員 小中一貫教育のことなんですけど、さっきの基本方針は議案で決定されたと思うんですね。そして、今後のスケジュールというのは、わかる範囲で教えてもらえればと思うんですけれども。実は、きょうのこの基本方針を決めるにも、パブリック・コメントや、校長会からの、そういう御意見を知らない、もちろん、実施に関することだったというお話だったのでよろしいのかとは思いますけれども、そういう意見も聞かないで基本方針を決定していくというのは、とても私は、自分としたら納得できないことがあったんですね。

これはこれで基本方針も決まったので、方向性としたらやっていけばいいと思うんですけれども、今度、実施方策とかそういったことになってくると思うんですね。そこら辺も、やはり私なんかも考える時間をいただきたいなと。同じやるんだったら、やっぱりいいものをしていきたいと思うんですね。できるだけ先細りにならないような、いいものをやっていかなくちゃまずいんじゃないかなと思うんです。それには、やはり時間を丁寧にかけるという必要はあるんじゃないかと思うんですね。もちろん期限があってこうやっているということも理解はできるんですけれども、できるだけ大事な情報は教えていただきながら、皆で話し合いながら進めていったほうが、後々いいものができるんじゃないかなと思って、ぜひスケジュール等、わかる範囲で教えてもらえれば、また私もそれなりに勉強して、この場に臨みたいと思うんですけども、よろしくお願いしたいと思います。

石川教育長 進行管理表は配っていなかったっけ。

宇都宮指導室統括指導主事 具体的なスケジュールに関しましては、6月29日の日にお 配りしているものに従いまして、予定にしております。

水﨑委員 変更は、特にないですけど、大丈夫でしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 最新に変更したものは、6月12日版が一番最新の版でござ

います。

石川教育長要するに、進行管理表みたいなものが欲しいというわけでしょう。

小田原委員長 あれば。

水﨑委員 今度は説明会とかもありますよね。

石川教育長 それの入った一覧表を6月何日に配っているよね。

小田原委員長 6月29日にもらっている。

宇都宮指導室統括指導主事 6月12日版が一番最新になります。ただ、その後、校長会の進め方とかいろんなものが入ってきていますので、その辺のものは、また改めて細かいものをつくれるかということですね。

小田原委員長 そういうことを言っているんじゃないんでしょう、だけど。

川上委員 校長会の説明会を回してほしいという。

水崎委員 実施方策は。

小田原委員長 いや、最後は自分のことになっちゃうけど、その校長会の話もよく理解しているんだけど。

川上委員 例えば校長会がいつあるかとかということですか、それは大丈夫ね。

水崎委員 そういうことじゃなくて、今度は市民への説明会とかもありますよね。

石川教育長 それも入っていたと思うけど、計画表の中に。

小田原委員長 じっくり検討したいと言っているけれど、そのスケジュール表をもらえればじっくり検討できるとそういうこと、そうじゃないですか。

水崎委員 例えばパブリック・コメントの意見も事前に見せてもらってから、この会に臨 みたかったなというのが個人的な感想なんです。

小田原委員長 じゃあ、そういうふうにね。

川上委員 そういうふうに言わなきゃ。

小田原委員長言っていることが、スケジュールとかそういうことを。

水崎委員 この後、実施方策をやっていくと思うんですよね。だから、そういうのも、いつまでに案は出てくるものなんですか。市民への説明は。

小田原委員長 出し方の問題を言っていると思うんだけれども、もうパブリック・コメントをやりますよということになって、そのコメントをいただいたところを踏まえて、今回こういうふうに出しますよということを事務局が言っているから、だから、そんなのはもう見せなくて、パブリック・コメントにこのようなのがありましたから、このようにやり

ますよ、修正しましたということで提示しているわけですよ。それは、その水崎さんが心配する前に、この辺を云々するのは事務局のほうとしては、十分考慮してやっているはずですよという話だと思うんですよ。だから、そのパブリック・コメントの中身そのものを見たいというんだったら、それはすぐ見たいというふうに言わないと。

水﨑委員 それはきのう連絡して、言わせてもらいました。

小田原委員長 要するに、前もってそれをもらっておけば、そのこういう案に反映できるかというと、そういうつもりでなんてやっていませんから。教育委員の皆さんの意見は、この場でも前からお聞きしていますからということでしているから、このパブリック・コメントを見て、この場で言ってくれないと、そういうふうになっている。

水﨑委員 読んでいないから。

小田原委員長 だから、そのパブリック・コメントを踏まえて、こういうふうな基本方針 をまとめましたというふうにさっき出たでしょう。だから、その辺についてはパブリック・コメントってどんなものがあったのかといって、これについてこういうふうに私は思うけど、こうでしょうとそのときに言わなかったら、もう終わっちゃっているわけです。

水﨑委員 だから、基本方針はいいんですよ。もうできたんだから、それでいいんですけ ども、今後、実施方策とかをやっていくわけですよね。そのときに、実施方策をいきなり 見せられて、これでいいですかと言われても、それは私の頭ではできない、そういうこと を言っているんです。

宇都宮指導室統括指導主事 パブリック・コメントにつきましては、この後、懇談で詳しくやる予定になっておりますので、そのときにお話をいただけるかと思いますが、よろしくお願いします。

小田原委員長 よろしいですか。

水﨑委員 はい。

小田原委員長 言っている話は、いきなり出されたというふうに思われているわけですから、それについて、皆さんはいきなりなのかどうかということを言わなきゃならないんですよ。いきなりわっと出ても検討できませんと言われているわけだから。

宇都宮指導室統括指導主事 パブリック・コメントの中間報告については、7月9日の日にお話ししていたかなというふうに思います。それから、その後18日、先週の金曜日にパブリック・コメントは締め切りですので、その時点では、まだ集約ができておりませんでした。この土・日・月に集約をかけて、きょう月曜日、あ、きのうですね、それの回答

を急いでつくったというそういった状況で、きょうの懇談に間に合わせるような形にさせていただきました。そのパブリック・コメントの中身にございました基本方針に絡むものにつきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、基本方針の中での変更点ということで、集計をさせていただいたところでございます。

以上です。

小田原委員長ということでございますので、よろしくお願いいたします。

その他、何か質問は。

再開は45分でいいですか。

では、特にないようでございますので、ここで暫時休憩といたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

【午後4時34分閉会】